

高子事第247号
令和7年5月20日

高槻市民営化認定こども園運営事業者選定委員会
委員長 様

高槻市長 濱田 剛史

高槻市立磐手保育所に係る民営認定こども園化に係る
運営事業者の選定について（諮問）

高槻市附属機関設置条例（平成24年高槻市条例第36号）別表の規定により、令和9年4月に民営化の方針が決定している高槻市立磐手保育所について、「高槻市立就学前児童施設の在り方に関する基本方針」及び「第3次高槻市立認定こども園配置計画」の趣旨及び目的を尊重し、時代に即したより良い教育・保育環境を整備するため、運営事業者の選定について諮問します。

審議会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、審議会等の会議（以下「会議」という。）を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解を深めるとともに、市政の諸活動を市民に説明する責務を果たし、開かれた市政の推進を図り、もって市民と行政が情報を共有し、協働のまちづくりを行うことを目的とする。

2 定義

この指針の対象となる審議会等は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長その他の執行機関に置かれる附属機関
- (2) 要綱等により市長その他の執行機関に置かれる附属機関に準ずる機関

3 会議の公開

会議は、原則として公開する。

4 非公開の会議

前項の規定にかかわらず、会議が専ら審査請求又は調停に係るものである場合にあっては、これを非公開とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、公開することができる。

- (1) 審査請求に係る口頭審理等について、当該審査請求人から公開の申立てがなされたとき。
- (2) 調停に係る口頭審理等において、当該当事者の双方から公開の申立てがなされたとき。

5 公開しないことができる会議

第3項及び前項ただし書の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合にあっては、会議を公開しないことができる。

- (1) 高槻市情報公開条例（平成15年高槻市条例第18号）第6条第1項各号の規定に該当する情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

6 公開又は非公開の決定

- (1) 会議の公開又は非公開の決定は、前3項に定める基準に基づき、審議会等の長が当該会議に諮って行う。
- (2) 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

7 公開の方法等

- (1) 会議の公開は、会場に傍聴席を設け、傍聴を希望する者に許可することにより行う。
- (2) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるように、傍聴に係る遵守事項等を定め、会議の開催中における会場の秩序の維持に努める。
- (3) 審議会等は、会議に関する報道機関の取材について、十分配慮する。

8 会議の開催の周知

- (1) 審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、当該会議の開催予定日の1週間前までに、会議の開催について公表する。ただし、緊急に会議を開催する必要が

あり、公表する暇がないと認めるときは、この限りでない。

(2) 会議の開催の公表は、広報紙への掲載、庁舎内の掲示その他適当な方法により行う。

(3) 会議の開催の公表事項は、おおむね次のとおりとする。

- ア 会議の名称
- イ 会議の開催日時及び場所
- ウ 傍聴に関する事項
- エ 問合せ先
- オ その他会議の長が必要と認める事項

9 資料の閲覧等

(1) 会議の公開に当たっては、当該会議に付する会議の資料を原則として傍聴者の閲覧に供する。

(2) 当該資料に高槻市情報公開条例第6条第1項各号の規定により、公開しないことができる情報が含まれている場合は、この限りでない。

10 会議録の作成

(1) 審議会等は、会議の終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

(2) 会議録の記載事項は、次のとおりとする。

- ア 会議の名称
- イ 会議の開催日時
- ウ 会議の開催場所
- エ 会議の公開の可否
- オ 傍聴者数（公開の場合）
- カ 非公開の理由（非公開（会議の一部非公開を含む。）の場合）
- キ 出席委員
- ク 会議の議題
- ケ 配付資料
- コ 審議等の内容
- サ その他必要な事項

11 会議録の閲覧等

審議会等は、公開した会議の会議録及び会議資料を市民の閲覧に供すること等により、会議の結果を公表するよう努める。

12 運用状況の公表

市長は、審議会等の会議公開の運用状況について、毎年公表する。

13 特別の定めがある場合の取扱い

会議の公開等について法令又は条例等に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

附 則

この指針は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成２８年４月１日から施行する。

○高槻市情報公開条例(平成 15 年 7 月 16 日条例第 18 号) 一抜粋一

(目的)

第 1 条 [この条例](#)は、公文書の公開を請求する権利を保障し、市の保有する情報の一層の公開を図ることにより、市の諸活動を市民に説明する責務を全うするとともに、市民の市政への参加を促進し、市政の公正で効率的な執行を確保し、もって地方自治の本旨に即した市政の発展と市民の知る権利の保障に資することを目的とする。

(公文書の公開義務)

第 6 条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に[次の各号](#)に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの(以下「請求者」という。)に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令(条例を含む。以下同じ。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等([国家公務員法\(昭和 22 年法律第 120 号\)第 2 条第 1 項](#)に規定する国家公務員([独立行政法人通則法\(平成 11 年法律第 103 号\)第 2 条第 4 項](#)に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等([独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律\(平成 13 年法律第 140 号\)第 2 条第 1 項](#)に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに[地方公務員法\(昭和 25 年法律第 261 号\)第 2 条](#)に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより、当該公務員等の個人の権利利益が不当に害されるおそれがある場合にあつては、当該氏名に係る部分を除く。

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある事業活動に関する情報を除く。

(3) 市の機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体(以下「国等」という。)内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(5) 公開することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(6) 法令の規定により又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示([地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第245条第1号](#))への指示その他これに類する行為をいう。)により、公開することができない情報

2 実施機関は、非公開情報であっても、期間の経過により[前項各号](#)のいずれにも該当しなくなったものについては、公開しなければならない。

高槻市立就学前児童施設の在り方に 関する基本方針

平成28年9月

高槻市子ども未来部

目次

1 はじめに	
1－1 基本方針策定の趣旨	…P1
1－2 基本方針の位置づけ	…P1
2 本市の就学前児童施設等の現状や課題	
2－1 保育所等の現状と課題	…P2
2－2 公立幼稚園の現状と課題	…P3
2－3 認定こども園の現状と課題	…P4
2－4 地域型保育事業の現状と課題	…P4
3 就学前児童施設の在り方の見直しの必要性	…P5
4 子ども・子育て会議への諮問と答申	…P6
5 基本方針	
① 公立施設の認定こども園への移行と1号認定子どもの3年保育の実施	…P7
② 公立施設を地域の核として整理・集約	…P7
③ 民間の積極的な活用	…P8
④ 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	…P8
6 むすび	…P9

1 はじめに

1-1 基本方針策定の趣旨

平成27年4月に、子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」といいます。）が実施され、認定こども園の普及や地域型保育事業の創設などにより、子育てしやすい社会に向けた取組が進められています。

そして市町村は、子どもの健やかな成長のために適切な環境が確保されるよう、子どものための教育・保育給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行う責務を有するとされました。

本市では、子育て支援を重点施策の一つに位置づけ、民間事業者との協力・連携の下、子育て環境の整備に努め、待機児童解消のため積極的な受入枠拡大を図っており、平成26年4月及び平成27年4月には待機児童ゼロ（厚生労働省報告基準）を達成しました。

しかしながら、保育需要は増大する一方、就学前児童人口は減少しており、長期的にみても減少傾向にある中で、公立幼稚園では入園児数の減少に伴う定員割れが生じています。また、公立施設は老朽化も課題となっています。

さらに、新制度の下、地域型保育事業利用者の3歳からの受入枠確保や、多様化する施設類型や設置主体への対応、保育士不足を背景に急務となっている人材育成など、新たな課題も生じています。

このような状況の下、子どもにとってより良い環境を整備するために、長期的な視点にたって幼児教育・保育を考える必要がでてきています。

そこで、高槻市立の就学前児童施設の在り方について検討を行うため、平成28年1月に高槻市子ども・子育て会議に、当該在り方に関する諮問を行い、平成28年4月に答申を受けました。

ここに、当該会議からの答申の趣旨を踏まえ、公立の就学前児童施設の在り方に関する基本方針を策定するものです。

1-2 基本方針の位置づけ

この基本方針は、公立の就学前児童施設（保育所、幼稚園、認定こども園）の今後の方向性を示すものとして策定します。

今後、「高槻市子ども・子育て支援事業計画」のもと、本方針に基づき、具体的な再編配置計画を策定していきます。

2 本市の就学前児童施設等の現状や課題

2-1 保育所等の現状と課題

本市には、平成26年4月は、公立保育所14箇所、民間保育園30園ありましたが、平成27年4月に公立保育所1箇所と民間保育園10園が、平成28年4月に民間保育園2園が、幼保連携型認定こども園に移行しました。また、新たに5園の民間保育園が開園したことから、平成28年4月現在、公立保育所が13箇所、民間保育園が23園となっています。

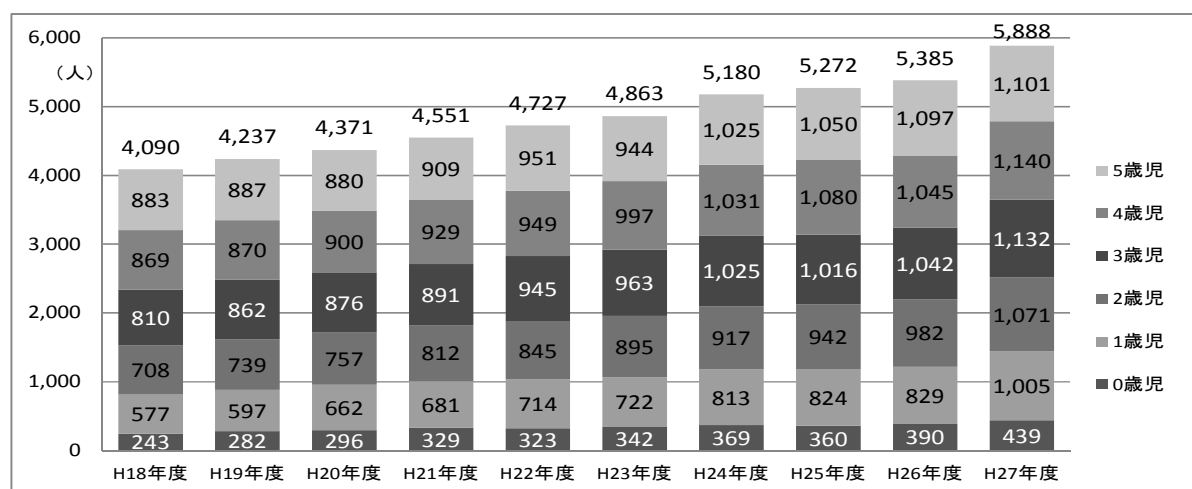
保育所等入所児童数は、平成18年度の4,090人に対し、平成27年度は、5,888人^(※1)と、この10年で約44%の増加となっています。(※1 平成27年度は、認定こども園及び地域型保育事業の保育認定子どもの人数を含む。)

結婚、出産後も継続して就労を希望する女性や、新たに就労を希望する女性が増加するに伴い、保育需要は増大しています。本市では、増大する保育需要への対応として、保育所の創設や定員増、定員弾力化(最低基準を満たすことを前提に、認可定員を超過して入所できるようにすること)を行うとともに、認可保育所と同等の基準を満たした認可外保育施設に市の補助を行う認定保育施設制度を実施しています。また、平成26年12月には年度途中の保育需要への対応を行うための高槻市立臨時保育室を開室いたしました。

これらの取組により、待機児童ゼロ(厚生労働省報告基準)を達成したものの、潜在的な保育需要を含めると待機児童が解消されたとは言いがたい状況です。

しかしながら、保育所(園)は、既に待機児童解消のため定員弾力化が実施されており、また、公立保育所は施設が狭隘であるため、増加する保育ニーズに対する現状以上の受入れや、一時預かり事業など多様化する保育ニーズへの対応は困難な状況にあります。

さらに、公立保育所は、昭和40年～50年代に建設された施設が多く、平均築年数が40年を越えており、老朽化への対応が課題となっています。



図：保育所入所児童数の推移(各年度4月1日現在)

2-2 公立幼稚園の現状と課題

本市には、平成26年4月は、公立幼稚園23園、私立幼稚園が10園ありましたが、平成27年4月に公立幼稚園1園と私立幼稚園2園が、幼保連携型認定こども園に移行し、平成28年4月現在、公立幼稚園が22園、私立幼稚園が8園となっています。

公立幼稚園入園児童数は、平成18年度の1,728人に対し、平成27年度は、1,362人^(※2)と、この10年で約21%の減少となっています。(※2 平成27年度は、公立認定こども園の教育標準時間認定子どもの人数を含む。)

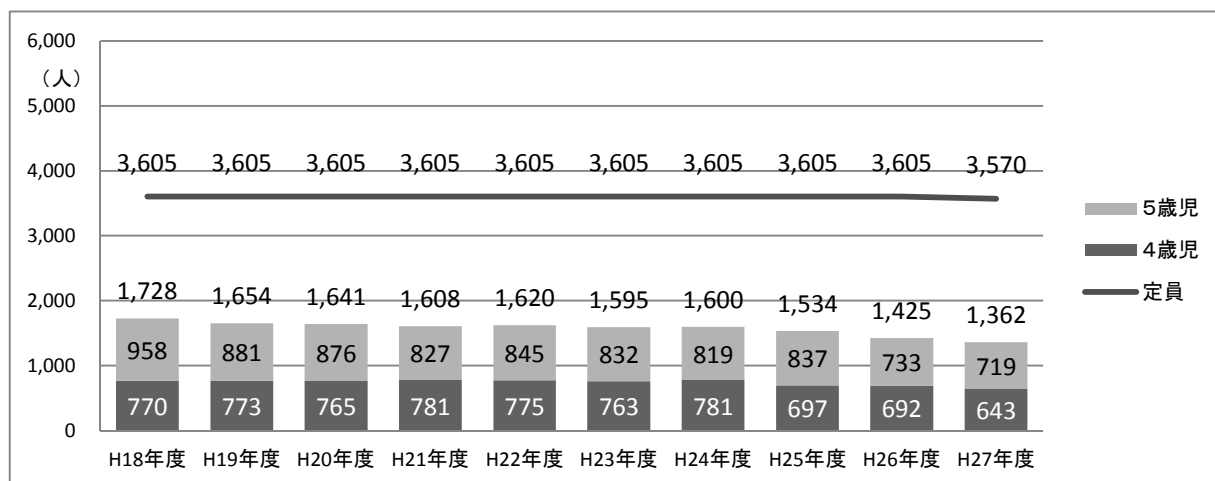
また、近隣市への通園者も多く、平成27年5月1日現在、782人が市外の私立幼稚園へ入園しています。

公立幼稚園は、昭和40年代から50年代初めにかけての人口急増期に、就学前1年の集団保育(教育)を保障することを企図し、小学校への幼稚園併設に取り組んだ結果、39園を有するに至りました。その後の、園児減少に伴う統廃合及び4歳児保育の実施等を経て、現在22園で4、5歳児保育を行っています。

また、保護者が就労している場合でも公立幼稚園を選択できるよう、平成19年4月から2園で、午前8時から午後6時まで教育・保育を行う就労支援型預かり保育を実施しています。

しかし、3年保育を実施している私立幼稚園への入園や、保育需要の増大から、公立幼稚園の入園児数が減少しており、恒常的に定員割れが生じ、幼児教育に有効とされている適正な規模の集団が維持できない園があります。

また、公立幼稚園でも、保育所同様、平均築年数が40年を越えており、老朽化への対応が課題となっています。



図：公立幼稚園入園児童数の推移(各年度5月1日現在)

2-3 認定こども園の現状と課題

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、3歳児以上の子どもは保護者の就労の有無に関わらず、一緒に教育・保育を受ける施設です。

また、認定こども園には、法律で子育て支援事業の実施が義務付けられており、園に通っていない子どもの家庭も子育て相談や親子の交流の場などに参加することができます。

本市では、平成28年4月現在、公立の幼保連携型認定こども園が1園と民間の幼保連携型認定こども園が14園あります。

公立の桜台認定こども園は、桜台保育所(0歳から3歳児)と桜台幼稚園(4、5歳児)が連携協力し、保育と教育を一体的に提供する旧制度の幼保連携型認定こども園として平成24年4月に開園し、平成27年4月からは、新制度の実施に伴い、新しい幼保連携型認定こども園として運営しています。

これまで、認定こども園を運営してきた中で、就労の有無等による保護者の置かれている状況の違いから、保護者会活動や行事の実施日等での意見が分かれる場合がありますが、保護者からの評価としては、0歳から5歳までが同じ施設の中で育つため異年齢の子ども同士で触れ合う機会が広がることや、給食の実施について高い評価を得ています。

また、認定こども園制度の開始から日が浅いことから、制度の仕組みが周知されていないという課題や、子どもにとってより良い教育・保育を提供するため、さらに研究を深める必要があります。

2-4 地域型保育事業の現状と課題

新制度では、都市部で待機児童の多い、0歳から2歳の子どもを保育する、地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)が新たに市町村の認可事業となりました。

本市には、平成28年4月現在、小規模保育事業が21事業所、事業所内保育事業が2事業所あります。

地域型保育事業は、0歳から2歳の子どもが対象であるため、引き続き教育・保育サービスを希望する場合は、3歳からは保育所、幼稚園、認定こども園への入園が必要です。しかし、保育所や認定こども園では、すでに定員を超える入所を行っており、地域型保育事業の利用者を全て受入れる余裕がなく、3歳児の受入枠の確保という喫緊の課題が新たに生じています。

3 就学前児童施設の在り方の見直しの必要性

全国的に少子化が進行しており、本市も例外ではありません。本市の就学前児童人口は、平成18年度の19,646人に対し、平成27年度は17,563人と、この10年で約10%減少しています。

また、平成28年3月発行の今後10年間の「高槻市の将来人口」においても、減少傾向が続くものと予測されています。

しかしながら、前述したように、増大する保育需要に伴う待機児童解消や、公立幼稚園の恒常的な定員割れ、地域型保育事業の創設に伴う新たな課題など、現在の就学前児童施設は、近年のニーズの変化に対応しきれていない状況です。

施設面では、公立施設の老朽化の進行により、老朽化対策が課題となっていますが、「高槻市公共施設等総合管理計画」(平成27年11月策定)において、全ての施設を現状のまま維持していくことは財政上困難とされ、また年少人口の大幅な減少が見込まれることから、幼稚園・保育所については、適正な規模や配置を検討する必要がある、とされているところです。

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、全ての子どもの最善の利益を実現するために、質の高い幼児教育や保育を地域の実情に応じて、総合的に提供することが求められています。

そのため、限りある財源の中で、市全体としてさらなる、幼児教育・保育の質の確保と向上に取り組みながらも、それらを維持・継続し続けられるよう、公立と民間(以下、「公民」といいます。)の役割を整理し、公立施設の配置の見直しが必要となっています。

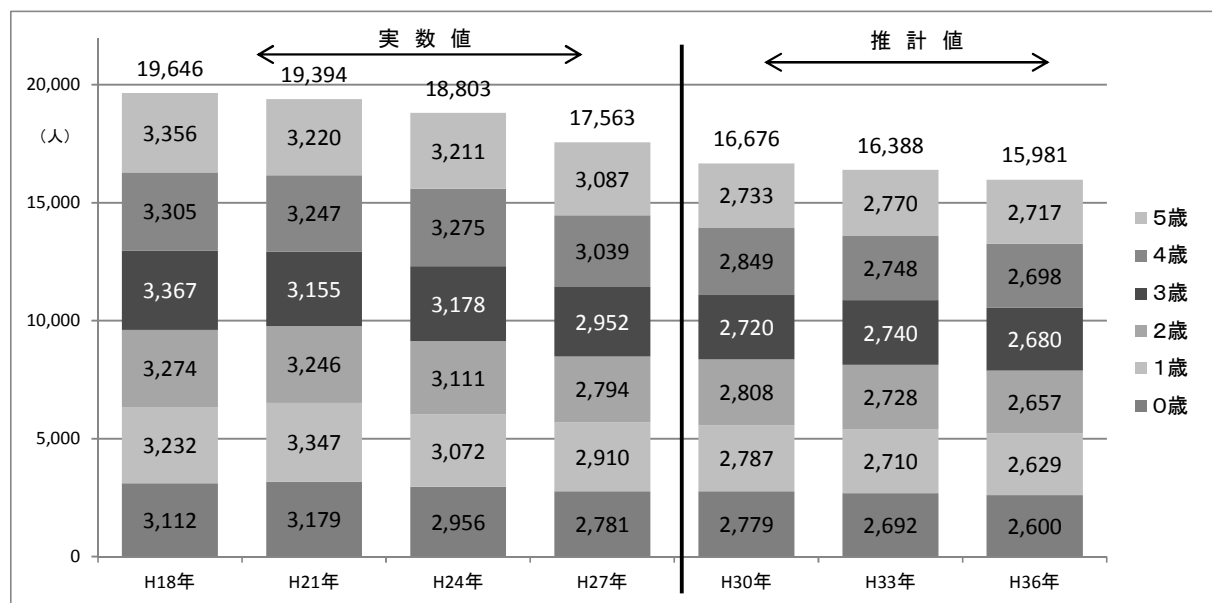


図: 就学前児童数の推移 (各年3月末現在)

4 子ども・子育て会議への諮問と答申 （平成28年1月諮問、同年4月答申）

就学前児童施設の在り方の検討を行うにあたり、市の附属機関である、高槻市子ども・子育て会議に、以下のとおり、5項目について諮問を行い、答申を受けました。

諮問1. 認定こども園への移行について

答申:現在の公立幼稚園、保育所については、認定こども園へ移行することが望ましい。

諮問2. 幼稚園の3年保育の実施について

答申:現在の公立幼稚園、保育所を全て認定こども園へ移行したうえで、1号認定子どもの3年保育を実施することが望ましい。

諮問3. 園区制の廃止について

答申:公立幼稚園を全て認定こども園へ移行したうえで、園区制を廃止することが望ましい。

諮問4. 公民の役割分担の明確化について

答申:民間の就学前児童施設については、積極的に公と連携しながら、今まで以上に機動性や独自性を発揮し、高槻の就学前教育・保育の主要な担い手として、その役割を果たすことが望ましい。

公立の就学前児童施設は、地域の核として小学校や民間就学前児童施設などの連携等、コーディネーター役となることが望ましい。

行政は、公民問わず、人材育成を始めとする、教育・保育の質の向上に一層取組まれない。

諮問5. 就学前児童施設の再配置について

答申:公立の就学前児童施設を全て認定こども園へ移行したうえで、教育・保育提供区域を基本に、公民合わせた必要量を想定する必要がある。その際、将来の児童人口や財政状況を勘案し、公立として適切な施設数を再配置することが望ましい。

5 基本方針

高槻市子ども・子育て会議の答申の趣旨を踏まえ、子どもにとって質の高い幼児教育・保育を維持・継続し続けられるよう、公立の就学前児童施設の在り方は、次の4つを柱として考えていきます。

① 公立施設の認定こども園への移行と1号認定子どもの3年保育の実施

認定こども園は、3歳以上の子どもは、保護者の就労の有無にかかわらず、教育・保育を一緒に受ける施設であり、また保育が必要な0歳から2歳の子どもも受け入れられる施設です。多様な環境の子ども達と一緒に過ごすことにより、子ども達の世界が広がることが期待でき、また、1号認定子ども(いわゆる幼稚園児)と2号認定子ども(いわゆる保育園児)が同じ場所で過ごし、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、等しく教育・保育を受けることで、小学校生活へのつながりがスムーズになることも期待できることから、公立施設は、幼保連携型認定こども園へ移行します。

併せて、地域型保育事業を卒園する3歳の2号認定子どもを受け入れることから、1号認定子どもの受け入れとの整合を図るため、1号認定子どもの3年保育を実施することといたします。

なお、公立幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行することに伴い、現在公立幼稚園で実施されている園区制は廃止いたしますが、これまでの園区制のもとで目指してきた地域とのつながりについては、引き続きその充実に努めます。

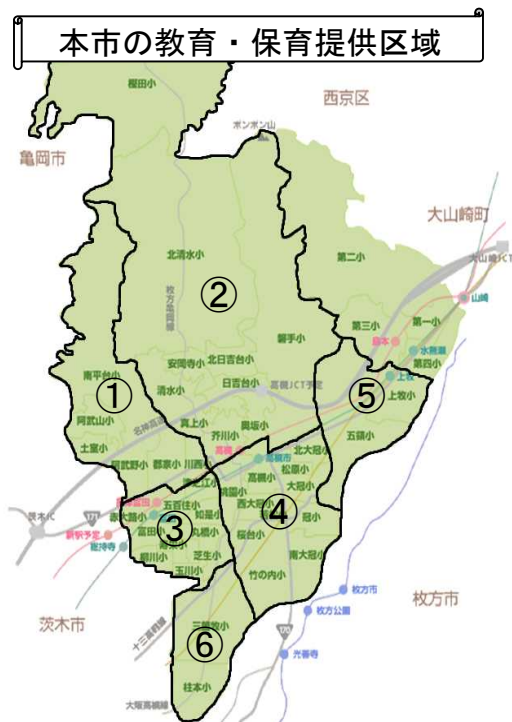
② 公立施設を地域の核として整理・集約

「高槻市子ども・子育て支援事業計画」では、教育・保育提供区域として、市域を大きくJRを境に南北に芥川を境に東西に分け、さらに五領・上牧地域と唐崎・柱本地域を独立した地域として6区域を定めています。

この教育・保育提供区域内において公立施設は、地域の核として地域の民間施設や事業所、つどいの広場などの子育て支援施設を含めた施設間の連携や、保幼小連携の推進を図るなどコーディネーターとしての役割を果たすとともに、地域における子育て支援の調整等を行うなど、民間の事業運営に関するセーフティーネットとして地域の子どもを支援します。

公立施設の配置の見直しにあたっては、この教育・保育提供区域の6区域を基本に、公民合わせた必要量を想定し、将来の児童人口や財政状況を勘案しながら、地域の核として整理・集約して、適切な施設数に再配置します。

また、再配置する公立施設は、原則として現行施設を活用するものとし、計画的に長寿命化を図ります。



①JR 以北・芥川以西 区域

(第二中学校区の一部(川西小学校区、郡家小学校区)、川西中学校区の一部(川西小学校区)、阿武野中学校区、阿武山中学校区)

②JR 以北・芥川以東 区域

(第二中学校区の一部(芥川小学校区、真上小学校区)、川西中学校区の一部(芥川小学校区)、第九中学校区、第八中学校区、芝谷中学校区)

③JR 以南・芥川以西 区域

(川西中学校区の一部(津之江小学校区)、第四中学校区、如是中学校区、第三中学校区、柳川中学校区)

④JR 以南・芥川以東 区域

(第一中学校区、第六中学校区、冠中学校区、第十中学校区、城南中学校区)

⑤五領・上牧 区域 (五領中学校区)

⑥唐崎・柱本 区域 (第七中学校区)

(※区域割りは、小学校区の境界をもって設定しています。)

③ 民間の積極的な活用

これまで本市の就学前教育・保育は公民の連携により充実が図られ、民間施設の入所児童割合は既に7割以上となっています。

今後は、「民間でできることは民間で」という考え方にたち、機動性や独自性に優れた民間施設を教育・保育の主要な担い手として、公立の就学前児童施設の民営化に取り組めます。

④ 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

新制度の実施に伴い、事業類型や事業実施主体が多様化しています。このような中で、行政としては、要配慮児童にかかる保育への支援や、公民問わず人材育成・研修を行うこと、民間施設等への巡回や相談に応じるなど、民間事業者のバックアップを行うことに重点を置きます。

また、保育士不足への対応として、保育士資格を持ちながらも現在保育現場で働いていない保育士等の現場復帰を支援するために平成26年5月に開設した、保育士・保育所支援センターにおいて、今後も、保育人材の安定的な確保に継続して取り組んでいきます。さらに、保護者が教育・保育施設を選択する際の情報提供の充実にも取り組めます。

これらを通じて、本市の幼児教育・保育の質の向上を図ります。

6 むすび

近年、保護者の就労機会の増加や、地域・家庭の教育力の低下などが指摘される中、子どもをとりまく諸課題の解決を目的として実施された新制度においては、教育・保育の一体的提供や子育て支援機能を持つ認定こども園の普及が推進されています。

これまで、高槻市立の保育所、幼稚園、認定こども園では、主体的な遊びを中心として幼児の発達に関する5領域を基本とした「生きる力を育む」教育・保育を実施してまいりました。今後、再配置する公立施設は、認定こども園の良さや機能を活用して、さらにその取組を進めるとともに、子どもの発達や学びの連続性を確保するための教育・保育の内容に工夫を図ります。

また、教育・保育の主要な担い手である民間事業者との連携をさらに深めつつ、小学校への円滑な接続にも積極的に取組み、子どもにとって質の高い教育・保育や子育て支援を総合的に提供することを目指します。

平成31年度に整備予定の(仮称)高槻子ども未来館においては、現在子育て総合支援センター及び教育センターの持つ研究・研修機能を移管・集約することにより、新制度のもと教育・保育の一体化に向け、民間の保育所・幼稚園・認定こども園及び地域型保育事業所の職員も対象とした新たな研修システムを構築し、子育て支援人材育成機能の強化を図るとともに、同館に整備する認定こども園が実践研究の場として機能することを予定しています。

市では、今後「全ての子どもの最善の利益」の実現に向けて、この基本方針に基づき、各種の取組を進め、教育・保育の質の向上を図っていきます。

高槻市立認定こども園配置計画 【平成30年度～32年度】

平成29年4月
高槻市子ども未来部

はじめに

本市では、平成26年以降保育所等待機児童数ゼロを達成していますが、近年の保育需要の増大から、引き続きさらなる対応が必要である一方で、公立幼稚園では入園児数の減少により、子どもがお互いに関わり合いながら遊び、学び合うことのできる集団規模を維持することが難しくなっています。

また、平成27年4月開始の子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」といいます。）で創設された地域型保育事業所を卒園した3歳児の受入先を確保するという新たな課題も生じています。

併せて

- ・昭和40～50年代に建築された公立施設の老朽化対応
- ・保育士不足の解消対策
- ・保育士の人材育成
- ・事業類型や設置主体の多様化に伴う情報提供の充実

も急務となっています。

そこで公立の就学前児童施設（保育所・幼稚園・認定こども園）の在り方の検討を行うため、

①子どもにとってより良い教育・保育環境の整備

②長期的な視点に立った幼児教育・保育の検討

について、平成28年1月に子ども・子育て会議への諮問を行い、同年4月に答申を受けました。

そして、平成28年9月に、その答申の趣旨を踏まえ、公立の就学前児童施設の今後の方向性を示した「高槻市立就学前児童施設の在り方に関する基本方針」（以下、「基本方針」といいます。）を決定いたしました。

この基本方針では、次の4つの柱

- ① 公立施設の認定こども園への移行と1号認定子どもの3年保育の実施
- ② 公立施設を地域の核として整理・集約
- ③ 民間の積極的な活用
- ④ 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

を公立の就学前児童施設の在り方に関する方向性としています。

基本方針を具体化するにあたって、市が目指す就学前の教育・保育の基本理念を示すとともに、平成30年度から平成32年度にかけて実施する計画として、本計画を策定しました。

目次

第1 就学前の子どもに対する教育・保育の基本理念と 目指す教育・保育環境	・ ・ ・ ・ ・ P 1
第2 より良い教育・保育環境の整備に向けて	
2-1 幼児期の育ちの連続性	・ ・ ・ ・ ・ P 2
2-2 認定こども園への移行	・ ・ ・ ・ ・ P 2
第3 幼保連携型認定こども園について	
3-1 幼保連携型認定こども園の概要	・ ・ ・ ・ ・ P 3
3-2 認定こども園の効果と課題 ～桜台認定こども園の実践から～	・ ・ ・ ・ ・ P 4
3-3 公立の認定こども園で実施する教育・保育の内容	・ ・ ・ ・ ・ P 7
第4 施設配置計画等	・ ・ ・ ・ ・ P 9
第5 さらなる市全体の教育・保育の質の向上	・ ・ ・ ・ ・ P 11

<言葉の定義>

新制度では、教育・保育を利用する子どもについて、3つの認定区分を設定しています。

1号認定 子どもが満3歳以上で、幼稚園や認定こども園で教育を希望する場合

2号認定 子どもが満3歳以上で、**保育の必要な事由に該当し**、保育所や認定こども園で保育を希望する場合

3号認定 子どもが満3歳未満で、**保育の必要な事由に該当し**、保育所や認定こども園、地域型保育事業所で
保育を希望する場合

本計画では、

1号認定の子どもを【1号子ども】、その保護者を【1号保護者】

2号認定の子どもを【2号子ども】、その保護者を【2号保護者】

3号認定の子どもを【3号子ども】、その保護者を【3号保護者】

と表記します。

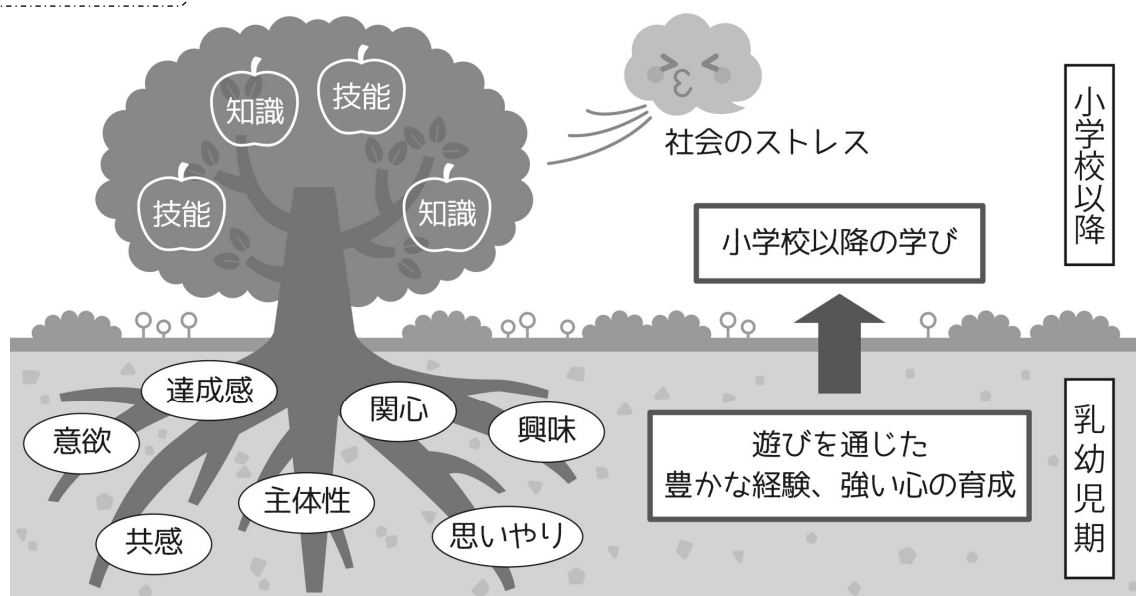
第1 就学前の子どもに対する教育・保育の基本理念と目指す教育・保育環境

乳幼児期は将来社会に出ていくための、すなわち生きていくための力を育む土台となる時期です。木に例えると根にあたり、しっかりと根を地面に根付かせるためには、より良く生きていくための『豊かな経験』やストレスを乗り越えるための『強い心』が必要です。いくら幹や葉にあたる知識や技能を身につけても、社会に出ると思い通りにいかない事も多く、少しの風（社会のストレス）にも耐え切れず倒れてしまいます。

豊かな経験と強い心は机に向かって座り、人から教えられて身につくものではありません。乳幼児期に自ら考え失敗や成功体験を繰り返し、多様な人と関わり様々な実体験をする中で、喜びや悔しさを経験し、共感などが身につきます。乳幼児期に豊かな経験をし、強い心を育むことが、小学校以降の学びにつながる土台となります。

本市のすべての子どもが、教育振興基本計画に示す「めざす子ども像」の実現に向けた土台をしっかりと形成できる教育・保育環境を整備していきます。

イメージ



～本市が目指す教育・保育環境～

子ども達が喜んで通い、たくさんの友達と関わりながら育ちあえる環境

保護者の就労状況に関わらず、3歳以上の子どもの連続した育ちが保障できる環境

どの施設に通っても、小学校への円滑な接続ができる環境

保護者が教育・保育方針や立地環境などによる選択ができる環境

地域に開かれ、気軽に子育ての相談や園庭開放などに参加ができる環境

第2 より良い教育・保育環境の整備に向けて

2-1 幼児期の育ちの連続性

保育所・幼稚園は、それぞれ国が定める保育所保育指針と幼稚園教育要領に基づき教育・保育を実施しています。基づく指針や要領は異なりますが、3歳以上の教育の内容は整合性が図られています。

近年、3歳以上の幼児期の教育については、国内外においてその重要性に対する認識が高まっていますが、既存の保育所、幼稚園の枠組みでは、保護者の就労状況の変化によって子どもが途中退園をする必要があるなど、1つの施設で連続した育ちを保障できない仕組みとなっています。

保護者の就労形態・状況が多様化している現在の社会状況においても、全ての子どもが等しく教育・保育を受けられる環境が必要です。

2-2 認定こども園への移行

就労を希望する女性の増加に伴い保育需要は増大しています。また、保護者が就労していない家庭でも、地域で子ども同士が遊ぶ環境が減っているため、できるだけ早期に集団保育を希望する傾向があり、3年保育を実施している私立幼稚園に入園をするケースが多くなっています。

公立幼稚園では、保育需要の増大や私立幼稚園への入園による入園児数の減少から、1学年が10名以下のような、適正な集団規模が維持できない園も増えてきています。

この課題解決のため、公立幼稚園では異年齢児学級保育や、就労支援型預かり保育を実施していますが、それでも公立幼稚園に空き教室がある一方、保育所はいっぱいで入れないという状況が続いています。施設と保護者ニーズのミスマッチがおきており、これまでの公立の保育所・幼稚園の枠組みでは、現在の社会状況に対応していくことが難しくなっています。

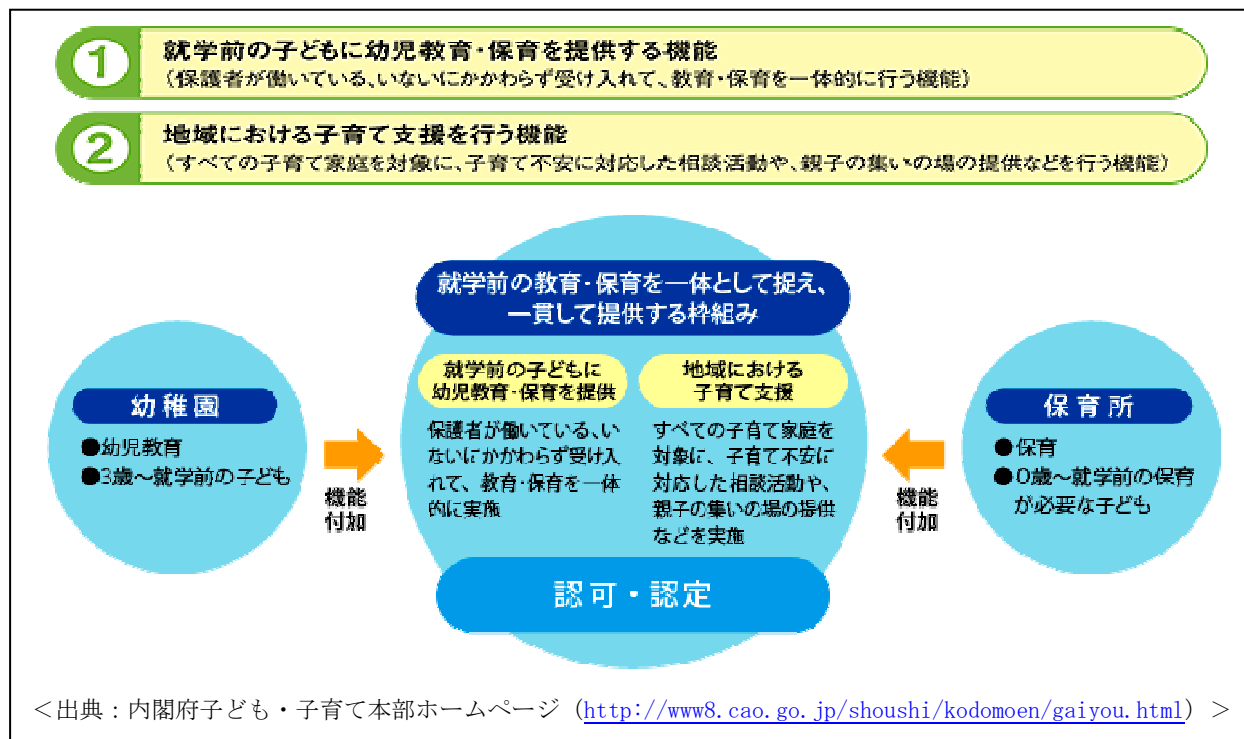
乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。本市の全ての子どもの最善の利益の実現に向けて、ミスマッチを解消するとともに、子どもの連続した育ちを保障できるよう、基本方針に示すとおり、公立施設は認定こども園へ移行します。

第3 幼保連携型認定こども園について

3-1 幼保連携型認定こども園の概要

幼保連携型認定こども園は、平成27年の新制度実施に伴う法改正により、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として創設されました。このことにより、全国的に認定こども園の普及が進んでいます。

～認定こども園概要～



一方で、「認定こども園って最近よく聞くけど、保育所や幼稚園とどうちがうの?」「子どもにとって本当にいいの?」「制度がよく分からない」など、心配や不安の声があるのも事実です。

認定こども園には、次のような特長があります。

認定こども園では、3歳以上の子どもは保護者の就労の有無に関わらず教育・保育を一緒に受けます。例えば、保育所では保護者が仕事を辞めた場合、子どもは保育所を退園する必要がありますが、認定こども園では、保護者の就労状況が変わった場合でも、通っている園を継続して利用でき、子どもの連続した育ちを保障することができます。

特に幼保連携型認定こども園は、保育所保育指針と幼稚園教育要領が一体となった幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、等しく教育・保育を受けられます。

認定こども園では、保育所や幼稚園という枠組みでは出会えなかった生活スタイルの異なる友達との触れ合いや関わりを通して、お互いを認め合い、そして自分らしく育つことができます。

公立施設では、平成24年4月に桜台幼稚園（4、5歳）と桜台保育所（0～3歳）が連携協力し、保育と教育を一体的に提供する認定こども園（旧幼保連携型）として開園しました。平成27年4月からは新制度に基づく、新しい幼保連携型認定こども園として先駆的に運営しています。

桜台認定こども園を5年間運営する中で、子どもの成長や保護者にとって良い面が現れてきました。

（1）子どもにとって

- 様々な生活スタイルがあることを知り、視野が広がる
- 「今まで通りにはいかない」状況を乗り越えるために、コミュニケーション力が育つ

1号子どもと2号子どもの生活スタイルの異なる子どもが一緒に過ごすことで、教育時間後に1号子どもが家庭で過ごして得た体験や2号子どもが保育時間に過ごして得た体験を、それぞれが伝えあい、知らなかった世界を知ること、視野の広がりが出てきています。

また、4歳児には、家庭で育ち初めて集団生活を経験するたくさんの友達が入園するという大きな環境変化があり、在園児は「今まで通りにはいかない」を経験します。子ども達はこの状況を乗り越えようと、子ども同士で話し合ったり、ルールを教え、教わったりしています。在園児は、ルールを守ることの大切さを改めて実感し、新入園児は在園児の様子を見ることの刺激により、育ちが早まっています。また、このような経験から、語彙数の増加やコミュニケーション力の向上が見られます。

*積み木遊びの場面で・・・

保育所では、多くの新たな子どもが入園するという機会が少ないため、進級クラスでの子どもの入れ替わりがほとんどなく、仲間関係に新しい刺激や変化が少なくなっています。

しかし桜台認定こども園では4歳で新たに多くの子どもが集団に入り、その中には集団のルールを初めて知る子どももいるため、ルールが分からずにせっかく積んだ積み木を壊すことを遊びにしてしまうことがあります。

在園児達は、

「一緒に遊びたかったら遊ぼって言ってや。」

「壊されたら、嫌な気持ちになるからせんといてな。」

「積み木はこうやって遊ぶねんで。やってみ。」

など、気持ちを抑えながら新しい友達にルールを伝えています。

認定こども園で0～3歳を過ごしている子どもにとっては、それまでの生活が変わるという刺激になり、子ども同士が言葉で思いを伝え、どうすれば壊さないでいてくれるかなどを考える機会が増えています。また4歳で新たに入園した子どもは、保育者がルールを守ること等を教えるよりも、子ども同士がぶつかり合いながら子どもから体得することで、4歳の早い時点で、ルールを守ることや言葉で思いを伝える大切さを学びとることができています。

(2) 保護者にとって

- 生活スタイルの異なる保護者の交流が進み、地域で子育てを助け合える環境ができる
- 保護者も多様性を認め合うことで視野が広がる
- 父親の育児参加意識が向上する

認定こども園は、1号保護者と2号保護者が自然に話せる環境にあるため、お互いの交流が進み、1号保護者が2号子どもを預かるなど、地域で子育てを助け合える環境ができています。

また、1号・2号保護者ともに、お互いの生活スタイルを知ることによって子育て意識の向上が進み、特に2号保護者では、同じ生活スタイルの保護者同士では気付かなかった、1号保護者の子どもとの関わりを見たり、知ることによって、子どもとの関わりが一層深まっていると考えています。

保護者も様々な生活スタイルがあることを知り多様性を認めあうことで視野が広がり、保護者も子どもも共に育つ環境が備わっています。

*降園後の時間…

認定こども園では、2号保護者が、仕事の都合が付く場合に、1号子どもの降園時間に迎えに来て、その後、1号子どもの家庭と公園で一緒に遊ぶ姿などが見られます。1号保護者と2号保護者がともに過ごすことで、保護者間の交流が進み、自然な関係での保護者同士の助け合いや、お互いの理解に繋がっています。また、運動会等の行事の後に、子どもと一緒に帰る家庭が増えており、2号保護者の子どもへの関わりが深まったりしています。

*父親の育児参加で…

幼稚園は送迎が母親というケースが多いですが、認定こども園では、父親が2号・3号子どもを送迎するケースも多く、父親が園にいる風景が日常的となっています。このため、1号保護者の父親にとっても、来園への抵抗感が低くなり、行事等への積極的な参加など育児参加意識の向上が見られるようになっていきます。

(3) 認定こども園の課題と桜台認定こども園の取組み

認定こども園は生活スタイルが異なる子どもが共に過ごすため、子どもの在園時間や通園日数が異なることに対する教育・保育の工夫や配慮が必要となります。また、行事日程については、保護者の希望する曜日が異なり、お互いの歩み寄りによる対応が必要となる場合があります。他にも、PTA活動に関して、就労している2号・3号保護者も多い中で、その方々の活動の参加が難しい場合があり、結果的に1号保護者の積極的な参加がないと活動そのものが難しくなる等があります。

桜台認定こども園では、教育・保育の工夫や、保護者との様々なコミュニケーションを重ねながら、少しずつ解決を図っています。

<桜台認定こども園での取組み>

*降園時間の違いによる教育・保育の工夫で…

運営開始当初は、子どもの降園時間に違いがあるため、1号子どものお迎えの時間になると、2号子どもの中には「わたしも帰る」と泣いたり不安になる子もいましたが、子どもの不安な気持ちに寄り添いながら、お迎えの時間を伝えて生活の見通しをつけたり、午後の保育時間は、時間をゆっくり使って遊べる遊びを用意したりすることで、子ども達は、気持ちを切り替え、落ち着いて過ごせるようになっていきます。

*行事の実施で…

認定こども園の課題として挙げられる行事の実施においては、年間行事予定を早くにお知らせする、行事予定日はできるだけ変更しない、保護者に用意するものをお願いする場合は、週末をはさんで期限を設けるなどの工夫をしています。また、参観日は、原則土曜日とし、平日は自由参観としています。また、平日行事に参加できなかった保護者には、お迎えの時に子どもに「どんなことをしたのか聞かせて」と一番にコミュニケーションをとることで、参加できなかったことの空白の時間は埋められることを伝えています。そうすることで、今まで以上に子どもの気持ちに向き合い寄り添う気持ちを2号保護者も持てるようになったと感じています。

*PTA活動の実施で…

PTA活動については、平日の日中の活動は、就労している2号・3号保護者が参加しにくいという課題があります。そのため、平日の日中の活動が多い会議は、1号保護者が参加し、2号・3号保護者は、その他の都合が付き時間帯や家庭等でできる役割などを担い、それぞれの保護者が無理なく活動できるよう、活動可能な役割分担を行うことで、お互いができることを歩み寄りながら工夫しています。

公立施設の認定こども園への移行にあたって、就労をしている保護者にとっても、就労をしていない保護者にとっても受入れられやすい認定こども園となるよう、桜台認定こども園での実践を基礎としながら、さらに時間をかけて、より良いものを作り上げていきます。

子どもが育ち、保護者も育つ
認定こども園

(1) 認定こども園で行う教育・保育

公立施設の保育者は、一人ひとりの子どもにしっかりと目を向け、子どもの人権、自尊感情を尊重することや、意欲的に遊び、達成感を感じられる環境づくりをすることを心がけ教育・保育に取り組んでいます。

認定こども園への移行後も、保育者は、子どもに丁寧に寄り添い、これまで培ってきた教育・保育を引継ぎながら、多様な生活スタイルの子どもが共に過ごすことの効果を生かして、子どもがお互いの経験を教えあうことで生まれる興味や関心を伸ばし、豊かな経験と強い心を身につける教育・保育を実施します。

公立の保育所・幼稚園での3・4・5歳児の教育・保育とは・・・

子ども自身が、それぞれの興味、関心のある遊びをみつけて、工夫し遊び込める、子ども主導型の「遊び選択制保育」による教育・保育を行っています。この遊び選択制保育を通して、『子どもの主体性、協調性、思いやり、秩序等、生きていく土台となる心の育ち』と『学校の学びにつながる数量、読み書きなどへの興味、関心を育む』教育・保育を行っています。

公立保育所での0・1・2歳児の保育とは・・・

月齢による発達差が大きい0・1・2歳児は、一人ひとりの発達をきめ細かく把握し援助するために「育児担当制保育」をしています。毎日決まった大人が同じ日課の中で育児に関わることで、子どもの発達を促す遊びを保障し、子どもと大人との愛着・信頼関係を築き情緒の安定を図っています。

(2) 3～5歳児の学級編制の方法について（異年齢児学級保育）

認定こども園では、3歳以上の園児は、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制しますが、公立の認定こども園では、3～5歳児の異年齢児学級保育を実施します。

異年齢児学級保育は、年齢や学級を越えた自然な関わりが豊かになり、憧れや思いやりなどの心の育ちが生まれます。既に公立幼稚園で実施している異年齢児学級（4、5歳）の成果として、4歳児の意欲や5歳児の自己有用感の育ちが挙げられます。

今後、3歳児を含めた異年齢児学級保育を実施することで、年齢や成長の幅の広がりから憧れを感じる対象や自己有用感を感じる対象が広がり、さらなる成果へ繋がると考えています。また、初めて集団生活を経験する1号子どもの生活習慣の自立が早くなるという効果も期待できます。

(3) 給食の実施

認定こども園に移行する公立施設は、全ての子どもに対し給食を提供します。

給食提供は、発育に応じた適切な栄養を摂取することができ、保育者や友達と共に同じものを食べることで、一緒に食べる楽しさを味わい、好き嫌いを減らし、正しい食習慣を身に

付けることができます。様々な食経験を通して、食べることへの興味や関心を持ち、食べ物の大切さや感謝の気持ち、命の大切さへの気付きになります。

また、幼児期の給食経験が、小学校での給食をスムーズに進めることができると考えています。

(4) 認定こども園の一日の生活（例）

<3～5歳児>		7:30	8:45	9:00	12:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
		教育課程時間(1号子ども・2号子どもと一緒に活動を行う)									
1号子ども	登園	学級活動(異年齢) 学年活動(同年齢)				給食・学級活動	降園				
2号子ども	順次登園					午睡	おやつ・遊び・順次降園				閉園

<0～2歳児>		7:30	9:15	11:00	12:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
3号子ども	順次登園	おやつ・遊び		給食	午睡	おやつ・遊び・順次降園				閉園

<参考>～幼児教育の重要性～

幼児教育は、近年、国内外において、その重要性に対する認識が高まっています。平成28年4月には、より効果的な研究活動を遂行するため、国立教育政策研究所内に幼児教育研究センターが設置されました。

また平成30年度施行に向けた幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の改訂が行われ、平成29年3月より順次告示の手続きが進められています。

この中で、幼児教育において育みたい資質・能力は、小学校以降のいわゆる教科指導ではなく、幼児の自発的な活動である遊びや生活の中で、美しさを感じたり、不思議さに気付いたり、できるようになったことなどを使いながら、試したり、いろいろな方法を工夫したりすることを通じて育むことが重要とされています。

そして今回新たに、幼児期の終わりまでに育って欲しい姿として、5領域と言われる「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の内容等を踏まえ、特に5歳児の後半に、園の教育を通して幼児期に育つことが期待される心情、意欲、態度などを達成するために、教員が指導し幼児が身に付けていくことが望まれるものを抽出し、具体的な姿として整理され、明確化されました。

幼児期の終わりまでに育って欲しい姿

健康な
心と体

自立心

協同性

道徳性・
規範意識の
芽生え

社会生活と
の関わり

思考力の
芽生え

自然との
関わり・
生命尊重

数量・図形、
標識や文字
などへの
関心・感覚

言葉による
伝え合い

豊かな感性
と表現

--	--

[illegible]

④ (仮称) 高槻子ども未来館の開設

高槻保育所の老朽化に伴う対応(移転)と、新たな就学前児童の拠点施設を整備するため、安満遺跡公園に隣接して(仮称)高槻子ども未来館を開設します。認定こども園のほか、病児保育など多様な保育機能及び、保育の担い手となる人材育成機能も整備します。また、認定こども園では、1号子どもの3年保育を実施します。【平成31年度開設】

⑤ 公立幼稚園の就労支援型預かり保育の拡大

地域型保育事業の連携施設の確保に努めるため、現在就労支援型預かり保育を実施している芥川幼稚園、西大冠幼稚園に加えて、新たに数箇所の幼稚園で就労支援型預かり保育を実施するとともに、実施園においては、2号子どもの3歳の受入れを実施します。

【平成31年度開始】

～「高槻市子ども・子育て支援事業計画」で定める教育・保育提供区域～



※教育・保育提供区域の区域割りは、小学校区の境界をもって設定しています。

※施設数は、平成29年4月現在。地域型保育事業所は除く。

第1区域—JR以北・芥川以西区域

＜公立幼稚園＞阿武野幼、郡家幼、土室幼
＜公立保育所＞阿武野保、川西保
＜民間施設＞民間認定こども園2園、民間保育園4園、私立幼稚園1園

第2区域—JR以北・芥川以東区域

＜公立幼稚園＞芥川幼、清水幼、磐手幼、日吉台幼、北清水幼、樫田幼
＜公立保育所＞芥川保、磐手保
＜民間施設＞民間認定こども園4園、民間保育所5園、私立幼稚園2園

第3区域—JR以南・芥川以西区域

＜公立幼稚園＞富田幼、芝生幼、玉川幼、津之江幼、五百住幼、
＜公立保育所＞如是保、柳川保、富田保、北昭和台保、芝生保
＜民間施設＞民間認定こども園1園、民間保育所4園、私立幼稚園2園

第4区域—JR以南・芥川以東区域

＜公立認定こども園＞桜台認
＜公立幼稚園＞高槻幼、南大冠幼、西大冠幼、松原幼
＜公立保育所＞高槻保、大塚保、春日保
＜民間施設＞民間認定こども園5園、民間保育所9園、私立幼稚園2園

第5区域—五領・上牧区域

＜公立幼稚園＞五領幼、上牧幼 ＜公立保育所＞五領保
＜民間施設＞民間認定こども園1園、民間保育所1園、私立幼稚園なし

第6区域—唐崎・柱本区域

＜公立幼稚園＞三箇牧幼、柱本幼 ＜公立保育所＞なし
＜民間施設＞民間認定こども園2園、民間保育所なし、私立幼稚園なし

～民営化について～

民営化の際は、原則、幼保連携型認定こども園での公募とし、事業者選定には、附属機関として民営化選定委員会を設置するなど、透明化を図っていきます。

また、事業者の決定後は、市・保護者・事業者の三者による協議の場(三者協議会)の設定や、民営化前後の「合同保育」や「引継ぎ保育」を実施するなど、利用者の立場にたった、スムーズな移行を図っていきます。

第5 さらなる市全体の教育・保育の質の向上

基本方針では、4つの柱の1つとして「教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保」を挙げています。

本市の教育・保育は、公立と民間が連携協力のもと、その充実に取組んできました。今後も公立と民間がさらに連携を深め、多様化する教育・保育ニーズに対して迅速かつ柔軟に対応するとともに、公立と民間に従事する保育人材の育成に取組み、市全体の教育・保育の質の向上を図ります。

（1）保育人材の育成

平成31年度に開館予定の（仮称）高槻子ども未来館では、市全体の教育・保育の質の向上に向けて、就学前の子ども一人ひとりの個性が尊重され、子どもが社会に出るまでの必要な育ちが保障できる教育・保育の研究を行うとともに、同じ建物内の認定こども園を実践の場としながら、民間施設の職員等も対象にした研修を実施し、市の目指す教育・保育の担い手を育成します。

（仮称）高槻子ども未来館イメージパース（平成29年3月時点）



（2）人材の安定的確保

深刻化する保育士不足への対応として、保育士・保育所支援センターにおいて、今後も継続して、現在保育現場で働いていない保育士等の現場復帰を支援します。また、国の資格取得支援のための補助事業を活用し保育教諭や保育士の養成を図り、保育人材の安定的確保に取り組めます。

（3）公立と民間の役割分担と連携

公立施設は、教育・保育提供区域内に地域の核として配置し、区域内の教育・保育施設等の施設間の連携や、小学校への円滑な接続に向けての民間施設も含めた保幼小連携の推進を図るなど、コーディネーターとしての役割を果たしていきます。

一方で、市民のライフスタイルの多様化に対応した教育・保育サービスを提供するには、施設整備や職員配置などにおいて迅速・柔軟な運営が不可欠です。民間におけるこれまでの保育の受入枠拡大や一時預かり事業、休日保育の実施などの実績を踏まえ、機動性・独自性

を生かし、就学前の教育・保育の主要な担い手として民間を積極的に活用していきます。

また、行政は保育人材の育成や人材の安定的確保に加え、民間施設等への巡回や相談に応じるなどの民間事業者のバックアップを行うことに重点を置き、市全体の教育・保育の質の向上を図ることでその役割を果たしていきます。

公立施設・民間施設・行政がさらなる連携を図り、就学前の教育・保育の充実に努めていきます。

（４）市民に対する分かりやすい情報提供

新制度の下、既存の保育所・幼稚園に加え、認定こども園や小規模保育事業等の事業類型が多様化し、また、設置主体も市・社会福祉法人・学校法人・株式会社等と多様化しています。

保護者が自分の子どもに合った教育・保育サービスが提供される施設等を選択できるよう、市ホームページの充実や、保護者が気軽に相談できる窓口環境等を整備し、分かりやすい情報提供に取り組んでいきます。

第2次高槻市立認定こども園配置計画 【令和3年度～7年度】

令和3年7月
高槻市子ども未来部

はじめに

本市では、就学前児童人口は年々減少している中、保育需要は増加傾向にあることから、保育の受入枠の拡大に取り組んでまいりました。

一方で、公立幼稚園では入園児数の減少に伴う定員割れが常態化し、適切な集団規模の維持が難しくなっているほか、昭和40～50年代に建築された公立施設の老朽化への対応は急務となっています。

更に、子ども・子育て支援新制度で創設された0歳児から2歳児までの保育を行う地域型保育事業については、卒園した3歳児の受入先の確保や、保育の質の向上についても課題となっており、対応していく必要があります。

このような就学前教育・保育をめぐる様々な課題がある中、本市では、質の高い幼児教育・保育を将来にわたって維持していくため、附属機関である高槻市子ども・子育て会議の答申を踏まえ、平成28年9月に「高槻市立就学前児童施設の在り方に関する基本方針」を策定しました。

この基本方針では、次の4つの柱

- ① 公立施設の認定こども園への移行と1号認定子どもの3年保育の実施
- ② 公立施設を地域の核として整理・集約
- ③ 民間の積極的な活用
- ④ 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

を公立の就学前児童施設の在り方に関する方向性としています。

この基本方針を具体化するため、平成29年4月に「高槻市立認定こども園配置計画【平成30年度～令和2年度】」を策定し、取り組んできました。

今般、「高槻市立認定こども園配置計画【平成30年度～令和2年度】」の計画期間が終了したことから、その総括を行うとともに、令和3年度から令和7年度にかけて実施する計画として、本計画を策定しました。

目次

第1 就学前の子どもに対する教育・保育の基本理念と 目指す教育・保育環境	・・・・・・・・ P 1
第2 幼保連携型認定こども園について	・・・・・・・・ P 2
2-1 幼保連携型認定こども園の概要	・・・・・・・・ P 2
2-2 公立の認定こども園で実施する教育・保育の内容	・・・・・・・・ P 3
第3 配置計画（平成30年度～令和2年度）に基づく取組の成果	・・・・・・・・ P 5
3-1 配置計画（平成30年度～令和2年度）の取組	・・・・・・・・ P 5
3-2 配置計画（平成30年度～令和2年度）の成果	・・・・・・・・ P 7
第4 配置計画（平成30年度～令和2年度）の取組への主な声	・・・・・・・・ P 8
第5 第2次高槻市立認定こども園配置計画（令和3年度～7年度）	・・・・・・・・ P 9
5-1 富田保育所の耐震化・認定こども園化	・・・・・・・・ P 9
5-2 公立施設の地域型保育事業との連携	・・・・・・・・ P 11
5-3 認定こども園配置数の基本的な考え方の検討	・・・・・・・・ P 12

<言葉の定義>

新制度では、教育・保育を利用する子どもについて、3つの認定区分を設定しています。

- | | |
|------|---|
| 1号認定 | 子どもが満3歳以上で、幼稚園や認定こども園で教育を希望する場合 |
| 2号認定 | 子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所や認定こども園で保育を希望する場合 |
| 3号認定 | 子どもが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所や認定こども園、地域型保育事業所で保育を希望する場合 |

本計画では、

1号認定の子どもを【1号子ども】、その保護者を【1号保護者】

2号認定の子どもを【2号子ども】、その保護者を【2号保護者】

3号認定の子どもを【3号子ども】、その保護者を【3号保護者】

と表記します。

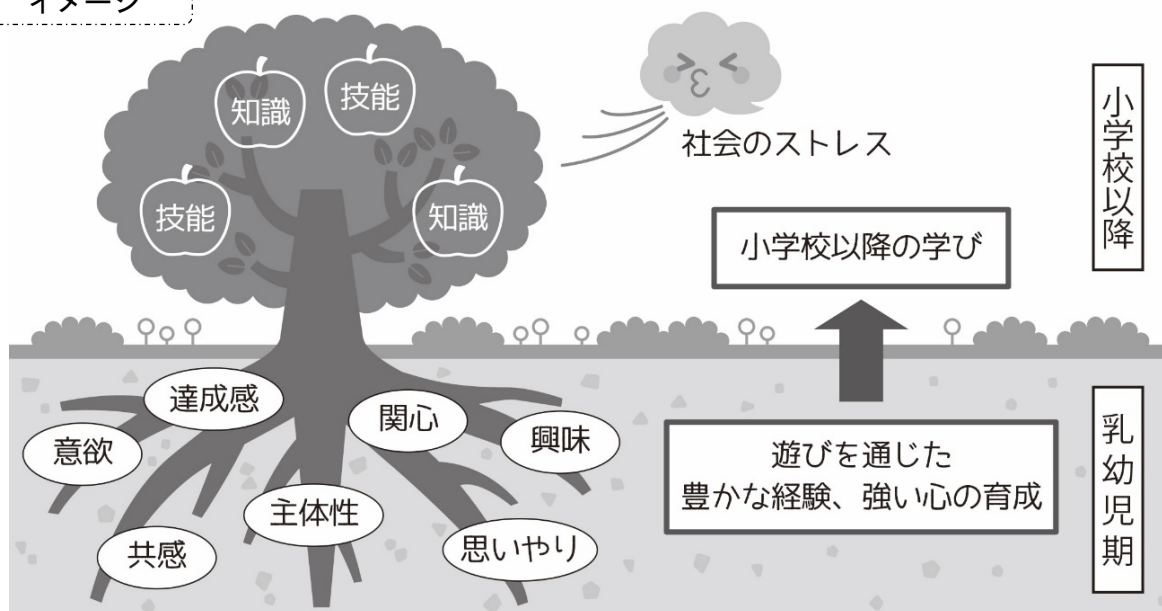
第1 就学前の子どもに対する教育・保育の基本理念と目指す教育・保育環境

乳幼児期は将来社会に出ていくための、すなわち生きていくための力を育む土台となる時期です。木に例えると根にあたり、しっかりと根を地面に根付かせるためには、より良く生きていくための『豊かな経験』やストレスを乗り越えるための『強い心』が必要です。いくら幹や葉にあたる知識や技能を身につけても、社会に出ると思い通りにいかない事も多く、少しの風（社会のストレス）にも耐え切れず倒れてしまいます。

豊かな経験と強い心は机に向かって座り、人から教えられて身につくものではありません。乳幼児期に自ら考え失敗や成功体験を繰り返し、多様な人と関わり様々な実体験をすることで、喜びや悔しさを経験し、共感などが身につきます。乳幼児期に豊かな経験をし、強い心を育むことが、小学校以降の学びにつながる土台となります。

本市のすべての子どもが、その土台をしっかりと形成できる教育・保育環境を整備していきます。

イメージ



～本市が目指す教育・保育環境～

子ども達が喜んで通い、たくさんの友達と関わりながら育ちあえる環境

保護者の就労状況に関わらず、3歳以上の子どもの連続した育ちが保障できる環境

どの施設に通っても、小学校への円滑な接続ができる環境

保護者が教育・保育方針や立地環境などによる選択ができる環境

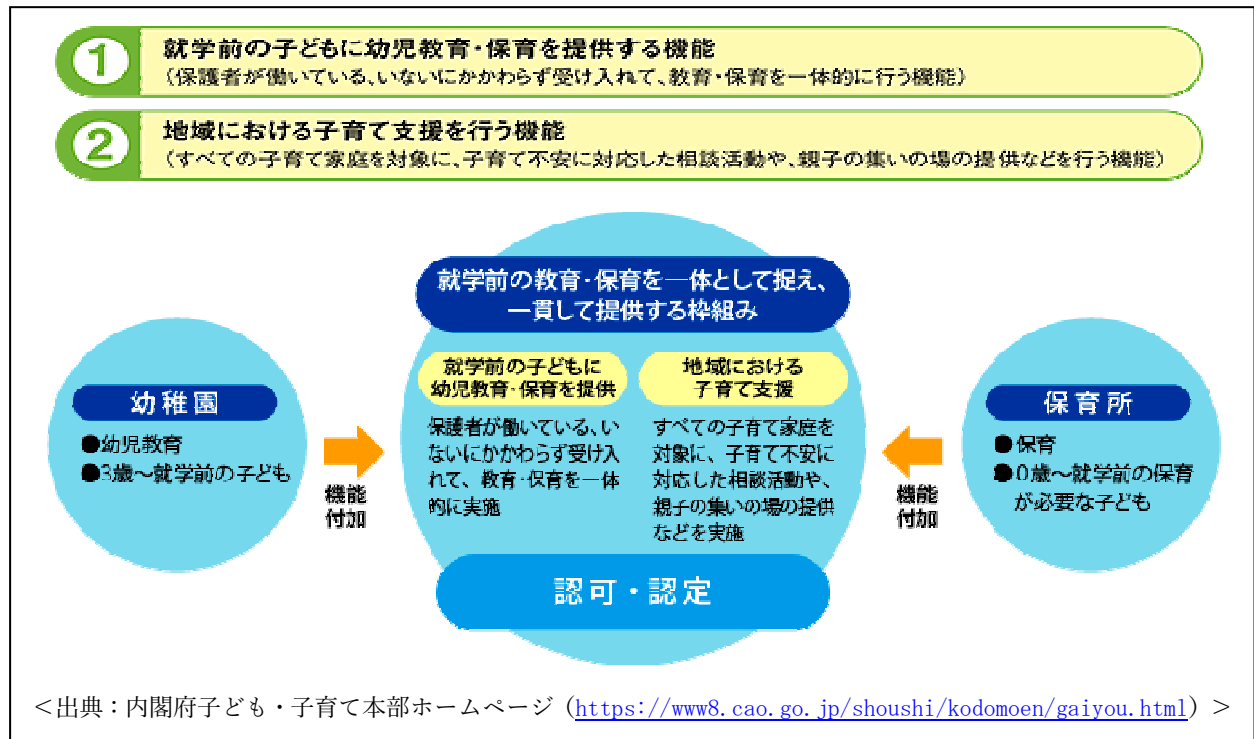
地域に開かれ、気軽に子育ての相談や園庭開放などに参加ができる環境

第2 幼保連携型認定こども園について

2-1 幼保連携型認定こども園の概要

幼保連携型認定こども園は、平成27年の新制度実施に伴う法改正により、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として創設されました。このことにより、全国的に認定こども園の普及が進んでいます。

～認定こども園概要～



一方で、「認定こども園って最近よく聞くけど、保育所や幼稚園とどうちがうの?」「子どもにとって本当にいいの?」「制度がよく分からない」など、心配や不安の声があるのも事実です。

認定こども園には、次のような特長があります。

認定こども園では、3歳以上の子どもは保護者の就労の有無にかかわらず教育・保育を一緒に受けます。例えば、保育所では保護者が仕事を辞めた場合、子どもは保育所を退園する必要がありますが、認定こども園では、保護者の就労状況が変わった場合でも、通っている園を継続して利用でき、子どもの連続した育ちを保障することができます。

特に幼保連携型認定こども園は、保育所保育指針と幼稚園教育要領が一体となった幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、等しく教育・保育を受けられます。

認定こども園では、保育所や幼稚園という枠組みでは出会えなかった生活スタイルの異なる友達との触れ合いや関わりを通して、お互いを認め合い、そして自分らしく育つことができます。

子どもが育ち、保護者も育つ 認定こども園

(1) 認定こども園で行う教育・保育

公立施設の保育者は、一人ひとりの子どもにしっかりと目を向け、子どもの人権、自尊感情を尊重することや、意欲的に遊び、達成感を感じられる環境づくりをすることを心がけ教育・保育に取り組んでいます。

認定こども園への移行後も、保育者は、子どもに丁寧に寄り添い、これまで培ってきた教育・保育を引継ぎながら、多様な生活スタイルの子どもが共に過ごすことの効果を活かして、子どもがお互いの経験を教えあうことで生まれる興味や関心を伸ばし、豊かな経験と強い心を身に付ける教育・保育を実施します。

公立の保育所・幼稚園での3・4・5歳児の教育・保育とは・・・

子ども自身が、それぞれの興味、関心のある遊びをみつけて、工夫し遊び込める、子ども主導型の「遊び選択制保育」による教育・保育を行っています。この遊び選択制保育を通して、『子どもの主体性、協調性、思いやり、秩序等、生きていく土台となる心の育ち』と『学校の学びにつながる数量、読み書きなどへの興味、関心を育む』教育・保育を行っています。

公立保育所での0・1・2歳児の保育とは・・・

月齢による発達差が大きい0・1・2歳児は、一人ひとりの発達をきめ細かく把握し援助するために「育児担当制保育」をしています。毎日決まった大人が同じ日課の中で育児に関わることで、子どもの発達を促す遊びを保障し、子どもと大人との愛着・信頼関係を築き情緒の安定を図っています。

(2) 3～5歳児の学級編制の方法について（異年齢児学級保育）

認定こども園では、3歳以上の園児は、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制しますが、公立の認定こども園では、3～5歳児の異年齢児学級保育を実施します。

異年齢児学級保育は、年齢や学級を越えた自然な関わりが豊かになり、憧れや思いやりなどの心の育ちが生まれます。既に公立幼稚園で実施している異年齢児学級（4、5歳）の成果として、4歳児の意欲や5歳児の自己有用感の育ちが挙げられます。

今後、3歳児を含めた異年齢児学級保育を実施することで、年齢や成長の幅の広がりから憧れを感じる対象や自己有用感を感じる対象が広がり、さらなる成果へ繋がると考えています。また、初めて集団生活を経験する1号子どもの生活習慣の自立が早くなるという効果も期待できます。

(3) 給食の実施

認定こども園に移行する公立施設は、全ての子どもに対し給食を提供します。

給食提供は、発育に応じた適切な栄養を摂取することができ、保育者や友達と共に同じものを食べることで、一緒に食べる楽しさを味わい、好き嫌いを減らし、正しい食習慣を身に

付けることができます。様々な食経験を通して、食べることへの興味や関心を持ち、食べ物の大切さや感謝の気持ち、命の大切さへの気付きになります。

また、幼児期の給食経験が、小学校での給食をスムーズに進めることができると考えています。

(4) 認定こども園の一日の生活（例）

<3～5歳児>	7:30	8:45	9:00	12:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
			教育課程時間(1号子ども・2号子どもが一緒に活動を行う)							
1号子ども		登園	学級活動(異年齢) 学年活動(同年齢)			給食・学級活動	降園			
2号子ども	順次登園					午睡	おやつ・遊び・順次降園			閉園

<0～2歳児>	7:30	9:15	11:00	12:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
3号子ども	順次登園	おやつ・遊び	給食	午睡	おやつ・遊び・順次降園				閉園

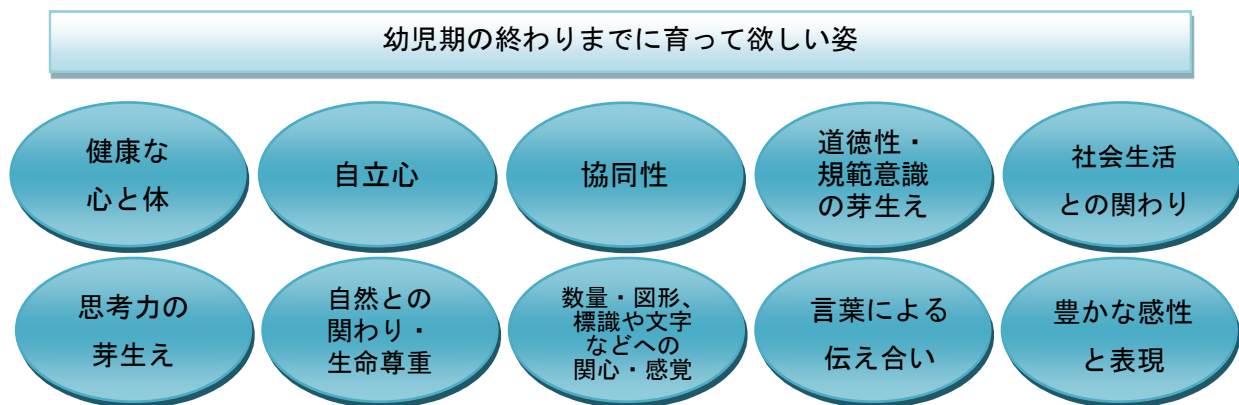
<参考>～幼児教育の重要性～

幼児教育は、近年、国内外において、その重要性に対する認識が高まっています。平成28年4月には、より効果的な研究活動を遂行するため、国立教育政策研究所内に幼児教育研究センターが設置されました。

また、平成30年4月には、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改訂が行われたところです。

この中で、幼児教育において育みたい資質・能力は、小学校以降のいわゆる教科指導ではなく、幼児の自発的な活動である遊びや生活の中で、美しさを感じたり、不思議さに気付いたり、できるようになったことなどを使いながら、試したり、いろいろな方法を工夫したりすることを通じて育むことが重要とされています。

そして今回新たに、幼児期の終わりまでに育って欲しい姿として、5領域と言われる「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の内容等を踏まえ、特に5歳児の後半に、園の教育を通して幼児期に育つことが期待される心情、意欲、態度などを達成するために、教員が指導し幼児が身に付けていくことが望まれるものを抽出し、具体的な姿として整理され、明確化されました。



第3 配置計画（平成30年度～令和2年度）に基づく取組の成果

3-1 配置計画（平成30年度～令和2年度）の取組

前回計画では、基本方針の4つの柱に基づき、より良い教育・保育環境の整備に向けた具体的な施設配置計画として、以下のとおり取組みました。

	(年度)			
	平成29	平成30	令和元	令和2
(1) 公立施設の整理・集約及び認定こども園化	■■■■■	■■■■■	■■■■■	実施 →
(2) 公立幼稚園の園区制廃止	■■■■■	実施	■■■■■	■■■■■ →
(3) 民間の積極的活用による認定こども園化	■■■■■	■■■■■	■■■■■	実施 →
(4) 高槻子ども未来館の開設	■■■■■	■■■■■	実施	■■■■■ →
(5) 公立幼稚園の就労支援型預かり保育の拡大	■■■■■	■■■■■	実施	■■■■■ →

(1) 公立施設の整理・集約及び認定こども園化 2020（令和2）年度開設

五領・上牧区域においては、五領・上牧幼稚園、五領保育所の3施設を統合して、五領認定こども園を整備し、また、三箇牧・柱本区域においては、三箇牧・柱本幼稚園の2施設を統合して、三箇牧認定こども園を整備しました。五領認定こども園、三箇牧認定こども園とも令和2年4月から運営を開始し、1号子どもの3年保育も実施しています。

五領認定こども園 (0～5歳)	五領・上牧幼稚園、五領保育所の3施設を統合
三箇牧認定こども園 (3～5歳)	三箇牧・柱本幼稚園の2施設を統合



五領認定こども園



三箇牧認定こども園

(2) 公立幼稚園の園区制廃止 2018（平成30）年度開始

保護者の自由な施設選択が可能となるよう、平成30年度の公立幼稚園の入園申込から園区制を廃止しました。

（３）民間の積極的活用による認定こども園化 ２０２０（令和２）年度開設

清水・磐手・日吉台幼稚園の３施設については、令和２年４月に民間移管し、認定こども園化しました。

また、耐震化が完了していなかった芥川・柳川保育所の２施設については、園舎の建替えを前提に民間移管を行い、芥川保育所については令和３年４月に、柳川保育所については、令和３年６月に認定こども園化しました。

清水認定こども園 （３～５歳）	旧清水幼稚園を民間認定こども園化
いわてこども園 （３～５歳）	旧磐手幼稚園を民間認定こども園化
認定こども園日吉台幼稚園 （３～５歳）	旧日吉台幼稚園を民間認定こども園化
芥川認定こども園 （０～５歳）	旧芥川保育所を民間認定こども園化
柳川認定こども園 （０～５歳）	旧柳川保育所を民間認定こども園化



芥川認定こども園



柳川認定こども園

（４）高槻子ども未来館の開設 ２０１９（令和元）年度開設

高槻子ども未来館については、高槻保育所の老朽化・耐震化に伴う対応と、新たな就学前児童施設の拠点として整備を行い、平成３１年４月に運営を開始しました。

同館の１階の高槻認定こども園では、多様な保育ニーズへの対応として、病児保育、休日一時預かり保育を実施するとともに、３階には保育の担い手となる人材育成機能を備え、民間施設の職員も対象とした研修などを実施しています。



高槻子ども未来館

（５）公立幼稚園の就労支援型預かり保育の拡大 ２０１９（令和元）年度開始

地域型保育事業所卒園児の受入枠の確保を図るため、平成３１年４月から、芥川・西大冠幼稚園に加えて、新たに富田幼稚園で就労支援型預かり保育を実施するとともに、各施設において、２号子どもの３歳の受入れも開始しました。

3-2 配置計画（平成30年度～令和2年度）の成果

（１）計画実施による認定こども園施設数と定員数（２・３号子ども）の増

計画実施により、市として設置を進めている幼保連携型認定こども園については、平成29年度と比較して、施設数は公立・民間あわせて8施設増加し、２・３号子どもの定員数についても、520人増加しました。

(施設数)				(2・3 号子どもの定員数)			
	H29	R3	増減数		H29	R3	増減数
公立幼稚園	22	15	▲ 7	公立幼稚園 (就労支援型預かり保育)	65	120	55
公立保育所	13	9	▲ 4	公立保育所	1,340	980	▲ 360
公立認定こども園	1	4	3	公立認定こども園	74	321	247
民間認定こども園	—	5	5	民間認定こども園	—	273	273
幼保連携型認定こども園			8	幼保連携型認定こども園			520

※H29は4月1日、R3は6月1日現在

※各年度4月1日現在

（２）保育サービス・子育て支援の充実

民営化を含む認定こども園化に伴い、様々な保育内容の充実が図られています。

まず、保育所や幼稚園が認定こども園になることで、保護者の就労形態にかかわらず、連続した教育・保育の提供が可能となったほか、1号子どもに対する長時間の受入れや、給食提供の実施など、保育サービスの充実に繋げることができました。

更に、統合や民営化に伴い、園舎の建替えが進み、老朽化や耐震化、駐車場確保などの課題が解消されてきています。

民営化による保育内容の変化としては、事業者それぞれの方針や特性を活かした教育・保育が展開されるとともに、英語やスイミング、運動指導など特色ある多様な取組が取り入れられています。

一方、高槻子ども未来館を中心に、就学前教育・保育の質の向上への取組を進めています。

令和2年4月に、公私合同で質の向上を図るため、新たに高槻市就学前教育・保育人材育成協議会を設置するとともに、市内施設の保育教諭等に対するスキルアップ研修の実施や救命救急講習・人権研修・衛生管理研修など公私合同研修の充実に取組んでいます。

また、行政と民間施設との定例会議により、市内の教育・保育に関する情報共有を図っています。

（３）市の財政負担の軽減

２・３号子どもに対する保育の受け皿が215人増加する一方で、公立施設における保育士等の人件費や施設の運営経費について、年間約93,675千円の削減に繋がりました。

また、園舎の建替え等に対する財源として、国・府の補助金 約777,513千円、民営化に伴う土地の売却収入として、762,476千円の歳入確保を図ることができました。

これらにより得られた財源については、施設整備のほか、市民サービスの充実に活用しています。

第4 配置計画（平成30年度～令和2年度）の取組への主な声

配置計画（平成30年度～令和2年度）を進めるにあたっては、市HPや広報誌でPRしてきたほか、該当する施設に入所する児童の保護者や関係する地域の皆様への説明会を重ねてきました。

その中では、計画に対して主に次のような声がありましたが、計画を推進するにあたり、これらのご意見に対し、できる限りの対応に努めてまいりました。

次期計画を進めるにあたっても、これらのご意見を踏まえて、より良い手法を検討していきます。

（1）計画全般について

- ・説明会の回数を増やして欲しい。（保護者、地域住民）
- ・認定こども園と保育所、幼稚園の違いや認定こども園のメリットについて、詳しく教えて欲しい。（保護者）
- ・全公立施設を認定こども園化することですが、今後のスケジュールを教えて欲しい。（保護者）

（2）公立施設の整理・集約について

- ・幼稚園と保育所が一つになることで、教育や保育の内容や質が大きく変わってしまいませんか。（保護者）
- ・定員が変わり、下の子が入りにくくなりそうで不安です。希望者（1号・2号子どもとも）が全員入れる定員設定をして欲しい。（保護者）
- ・集約後の施設は自宅から遠いため、通うのが大変です。（保護者）
- ・PTAや保護者会はどのようになりますか。1号子どもと2号子どもで負担の偏りは起こらないのでしょうか。（保護者）
- ・遠方からの車送迎が増えることで、迷惑駐車や渋滞が起こりそうで不安です。（地域住民）

（3）民間の積極的活用について

- ・先生が一斉に変わること子どもが不安にならないか心配です。（保護者）
- ・制服や習い事などで保護者の金銭的な負担が増えるのではないのでしょうか。（保護者）
- ・事業者はどうやって選ぶのですか。選ばれた事業者がしっかりとした教育・保育をされるのか不安です。（保護者）
- ・これまでの地域との関わりや公立小学校との交流などはなくなってしまうのでしょうか。（地域住民）
- ・土地の有償譲渡が移管条件ですが、資金的に困難です。土地を賃貸借する手法は選択できないのでしょうか。（事業者）

第5 第2次高槻市立認定こども園配置計画（令和3年度～7年度）

第2次高槻市立認定こども園配置計画の策定にあたっては、高槻市立就学前児童施設の在り方に関する基本方針に基づき、より良い教育・保育環境の整備に向けて、以下のとおり優先して実行すべき内容について定め、取組を進めていきます。

（年度）

	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
（1）富田保育所の耐震化・認定こども園化					
┌ 測量・鑑定（現富田保育所用地）	→				
└ 仮設園舎で認定こども園運営		-----→			
└ 新園舎で認定こども園運営		-----→			→
（2）公立施設の地域型保育事業との連携	-----→				→
（3）認定こども園配置数の基本的な考え方の検討	-----→				→

5-1 富田保育所の耐震化・認定こども園化

（1）耐震課題のある富田保育所について、「市立就学前児童の在り方に関する基本方針」との整合性を考慮し、現地に富田認定こども園として、富田幼稚園との統合整備を行います。

<富田保育所基礎情報>

建築年月日	S 4 7 年 9 月（S 5 6 . 3、H 1 2 . 1 鉄骨増築）
構 造 等	鉄筋コンクリート増（一部鉄骨増）
延べ床面積	1 4 0 5 . 7 m ²
耐震診断結果	1 次 0 . 8 3 2 次 0 . 1 9
公共施設耐震化計画での区分	「C」

<幼稚園・保育所のこれまでの耐震化状況>

幼稚園	小学校と同時に耐震整備を順次実施 平成27年度終了
保育所	区分Cのため、順次実施
大塚保育所（2次診断I s 値	0 . 0 4） 平成27年度完了（南大冠幼で代替保育）
春日保育所（2次診断I s 値	0 . 1 9） 平成28年度完了（西大冠幼で代替保育）
高槻保育所（2次診断I s 値	0 . 4 2） 令和元年度完了（高槻子ども未来館に移転）
芥川保育所（2次診断I s 値	0 . 2 7） 令和3年度完了（民営化建替。令和2年度は仮設園舎）
柳川保育所（2次診断I s 値	0 . 2 6） 令和3年度完了（民営化建替。令和2年度は仮設園舎）
富田保育所（2次診断I s 値	0 . 1 9） 令和7年度完了予定（民営化建替予定）

< 富田保育所の耐震整備課題 >

- ・工事のために保育室がかなりの期間（約2年）使用不能となるため、代替保育場所の確保や、児童入所制限などの措置が必要。
- ・定員規模140名の保育所に、子育て支援センター機能、要保護児童に対する地域支援機能等を備えており、整備費用が大きい。

（２）園舎の建替えにあたっては、仮設園舎の整備として、富田幼稚園地内において園舎の改修及び増築を行い、令和５年度から仮設園舎で認定こども園の運営を開始します。

（３）現富田保育所用地で認定こども園舎として建替えを行い、令和７年度から新園舎での運営を行います。

（４）認定こども園の運営主体は、魅力ある保育サービスの充実と整備期間の短縮及び整備財源確保のため、民間運営とします。

（５）民間への移管にあたっては、富田地域における当該保育所、幼稚園の実績を考慮した手法を検討します。

富田保育所・幼稚園 認定こども園化スケジュール予定（イメージ）

年度		R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)
		公 立			民 間	
主なスケジュール (予定)	富田 保育所 用地	富田保育所 (公立保育所)		保育所 園舎撤去		新園舎で運営 (民間認定こども園)
				新園舎建築工事		
	富田 幼稚園 用地	富田幼稚園 (公立幼稚園)		仮設園舎で運営 (民間認定こども園)		
			幼稚園園舎 一部改修			
			幼稚園敷地内に 乳児棟・給食棟整備			
その他		事業者選定				
		合同保育・引継保育・三者協議会				

・合同保育・・・移管前に、民間事業者の先生と公立の先生が一定期間合同で教育・保育を行います
 ・引継保育・・・移管後に、元園長など公立の先生が定期的に訪問し、スムーズな引き継ぎを図ります
 ・三者協議会・・・保護者、事業者、市の三者で定期的に協議を行い、必要なことを決めていきます

5-2 公立施設の地域型保育事業との連携

公立施設を、地域型保育事業所を卒園する3歳の受け皿としての役割を担う施設として設定し、教育・保育のスムーズな接続を図ります。現在、13施設ある公立認定こども園・保育所の各施設において受入れ可能な3歳の枠を活用し、地域型保育事業所の卒園児を優先的に受入れます。

あわせて、保育内容の支援として、地域型保育事業所を対象とする研修等の積極的实施により、保育の質の向上などの連携を図ります。

＜地域型保育事業所卒園児の受け皿の状況＞（令和3年6月時点）

現在、市内には地域型保育事業所が、46施設あり、そのうち、教育・保育施設との間で、卒園する全児童を優先的に受入れる協定を締結している事業所は9か所、卒園する児童の一部を優先的に受入れる協定を締結している事業所は25か所となっています。

これにより、地域型保育事業所における2歳児の全定員数321人のうち、卒園後も継続して教育・保育を提供するための受け皿として、139人（43.3%）の枠が確保されています。

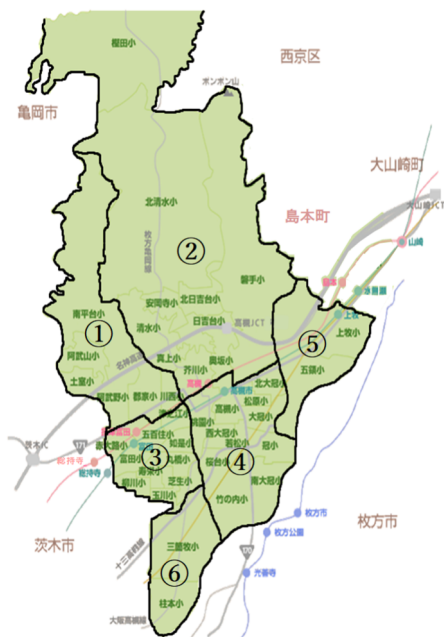
引き続き、地域型保育事業者に対しては、受け皿の充実のため、教育・保育施設との連携を働きかけていきますが、公立施設についても、その役割の一端を担っていきます。

また、これまで以上に、研修等による保育の質の向上などの連携を図り、受け皿の確保と質の両面から地域型保育事業所を利用する保護者の安心に繋がります。

5-3 認定こども園配置数の基本的な考え方の検討

「第二次高槻市子ども・子育て支援事業計画」で定める教育・保育提供区域ごとに、核となる認定こども園を1か所設置するとともに、区域の特性等に応じて必要となる施設数の検討を行います。

～「第二次高槻市子ども・子育て支援事業計画」で定める教育・保育提供区域～



※教育・保育提供区域の区域割りは、小学校区の境界をもって設定しています。
※施設数は、令和3年6月現在。地域型保育事業所は除く。

第1区域—JR以北・芥川以西区域

＜公立幼稚園＞阿武野幼、郡家幼、土室幼
＜公立保育所＞阿武野保、川西保
＜民間施設＞民間認定こども園5園、民間保育園2園、私立幼稚園なし

第2区域—JR以北・芥川以東区域

＜公立認定こども園＞高槻認
＜公立幼稚園＞芥川幼、北清水幼、檜田幼
＜公立保育所＞磐手保
＜民間施設＞民間認定こども園10園、民間保育所3園、私立幼稚園2園

第3区域—JR以南・芥川以西区域

＜公立幼稚園＞富田幼、芝生幼、玉川幼、津之江幼、五百住幼
＜公立保育所＞如是保、富田保、北昭和台保、芝生保
＜民間施設＞民間認定こども園3園、民間保育所3園、私立幼稚園2園

第4区域—JR以南・芥川以東区域

＜公立認定こども園＞桜台認
＜公立幼稚園＞高槻幼、南大冠幼、西大冠幼、松原幼
＜公立保育所＞大塚保、春日保
＜民間施設＞民間認定こども園7園、民間保育所7園、私立幼稚園2園

第5区域—五領・上牧区域

＜公立認定こども園＞五領認
＜公立幼稚園＞なし　＜公立保育所＞なし
＜民間施設＞民間認定こども園1園、民間保育所1園、私立幼稚園なし

第6区域—三箇牧・柱本区域

＜公立認定こども園＞三箇牧認
＜公立幼稚園＞なし　＜公立保育所＞なし
＜民間施設＞民間認定こども園2園、民間保育所なし、私立幼稚園なし

第3次高槻市立認定こども園配置計画 【令和7年度～令和11年度】

令和6年6月
高槻市子ども未来部

はじめに

本市では、増大する保育需要への対応とともに、就学前児童人口の減少、大幅な定員割れにより適切な集団規模が維持できない公立幼稚園の状況、昭和40～50年代に建築された公立施設の老朽化への対応、地域型保育事業を卒園する3歳児の受入枠の確保など、様々な課題に対し、質の高い幼児教育・保育を将来にわたって維持していくため、平成28年1月に附属機関である高槻市子ども・子育て会議への諮問を行い、その答申を踏まえ、同年9月に「高槻市立就学前児童施設の在り方に関する基本方針」を策定しました。

この基本方針では、次の4つの柱

- ① 公立施設の認定こども園への移行と1号認定子どもの3年保育の実施
- ② 公立施設を地域の核として整理・集約
- ③ 民間の積極的な活用
- ④ 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

を公立の就学前児童施設の在り方に関する方向性としています。

この基本方針を具体的なかたちで進めていくために、平成29年4月に「高槻市立認定こども園配置計画【平成30年度～令和2年度】」（以下「第1次配置計画」という。）を策定し、五領認定こども園や三箇牧認定こども園の統合整備をはじめ、公立幼稚園の園区制の廃止、清水幼稚園、磐手幼稚園、日吉台幼稚園、柳川保育所、芥川保育所の民営化による認定こども園化を実施しました。また、新たな就学前児童の拠点施設として高槻子ども未来館を開設し、高槻認定こども園の運営を開始するとともに、保育の担い手となる人材育成機能も整備しました。その他、地域型保育事業卒園児の受入枠確保を図るため、芥川・西大冠幼稚園に加えて、富田幼稚園でも就労支援型預かり保育を開始しました。

第1次配置計画の実施により、幼保連携型認定こども園は8施設増加し、2・3号子どもの定員数についても520人増加しました。こうした取組成果の総括を行うとともに、さらなる教育・保育環境の整備を進めるため、令和3年7月に「第2次高槻市立認定こども園配置計画【令和3年度～令和7年度】」（以下「第2次配置計画」という。）を策定し、富田保育所及び富田幼稚園の統合による認定こども園化や、公立施設における地域型保育事業の卒園児受入枠の確保等に向けて取り組んできました。

このたび、認定こども園配置数の基本的な考え方を発表したことにより、第2次配置計画に定めた取組内容についてすでに実施の目途が立ったことから、計画期間内に総括を行うとともに、公立幼稚園に対する需要の減少と保育需要の増加に速やかに対応すべく、新たな認定こども園化への取組を中心とした「第3次高槻市立認定こども園配置計画【令和7年度～令和11年度】」（以下「第3次配置計画」という。）を前倒しして策定しました。

目次

第1 就学前の子どもに対する教育・保育の基本理念と 目指す教育・保育環境	・ ・ ・ ・ ・ P 1
第2 幼保連携型認定こども園について	・ ・ ・ ・ ・ P 2
2-1 幼保連携型認定こども園の概要	・ ・ ・ ・ ・ P 2
2-2 公立の認定こども園で実施する教育・保育の内容	・ ・ ・ ・ ・ P 3
第3 第2次配置計画（令和3年度～令和7年度）に基づく取組の成果	・ ・ ・ ・ ・ P 5
3-1 第2次配置計画（令和3年度～令和7年度）の取組	・ ・ ・ ・ ・ P 5
3-2 第2次配置計画（令和3年度～令和7年度）の成果	・ ・ ・ ・ ・ P 7
第4 第3次配置計画（令和7年度～11年度）	・ ・ ・ ・ ・ P 8
4-1 公立幼稚園5園における3年保育の実施	・ ・ ・ ・ ・ P 8
4-2 阿武野幼稚園等の認定こども園化（公立）	・ ・ ・ ・ ・ P 8
4-3 芥川幼稚園の認定こども園化（公立）	・ ・ ・ ・ ・ P 8
4-4 松原幼稚園等の認定こども園化（公立）	・ ・ ・ ・ ・ P 9
4-5 北清水幼稚園の認定こども園化（公立）	・ ・ ・ ・ ・ P 9
4-6 磐手保育所の民営化及び認定こども園化	・ ・ ・ ・ ・ P 9
4-7 五百住幼稚園等の認定こども園化（公立）	・ ・ ・ ・ ・ P 9
4-8 川西保育所の認定こども園化（公立）	・ ・ ・ ・ ・ P 9
4-9 北昭和台保育所の認定こども園化（公立）	・ ・ ・ ・ ・ P 9
4-10 阿武野保育所の民営化及び認定こども園化	・ ・ ・ ・ ・ P 9
4-11 その他公立施設の民営化計画の検討	・ ・ ・ ・ ・ P 10

<言葉の定義>

新制度では、教育・保育を利用する子どもについて、3つの認定区分を設定しています。

- | | |
|-------------|---|
| 1号認定 | 子どもが満3歳以上で、幼稚園や認定こども園で教育を希望する場合 |
| 2号認定 | 子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所や認定こども園で保育を希望する場合 |
| 3号認定 | 子どもが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所や認定こども園、地域型保育事業所で保育を希望する場合 |

本計画では、

- 1号認定の子どもを【1号子ども】、その保護者を【1号保護者】
- 2号認定の子どもを【2号子ども】、その保護者を【2号保護者】
- 3号認定の子どもを【3号子ども】、その保護者を【3号保護者】

と表記します。

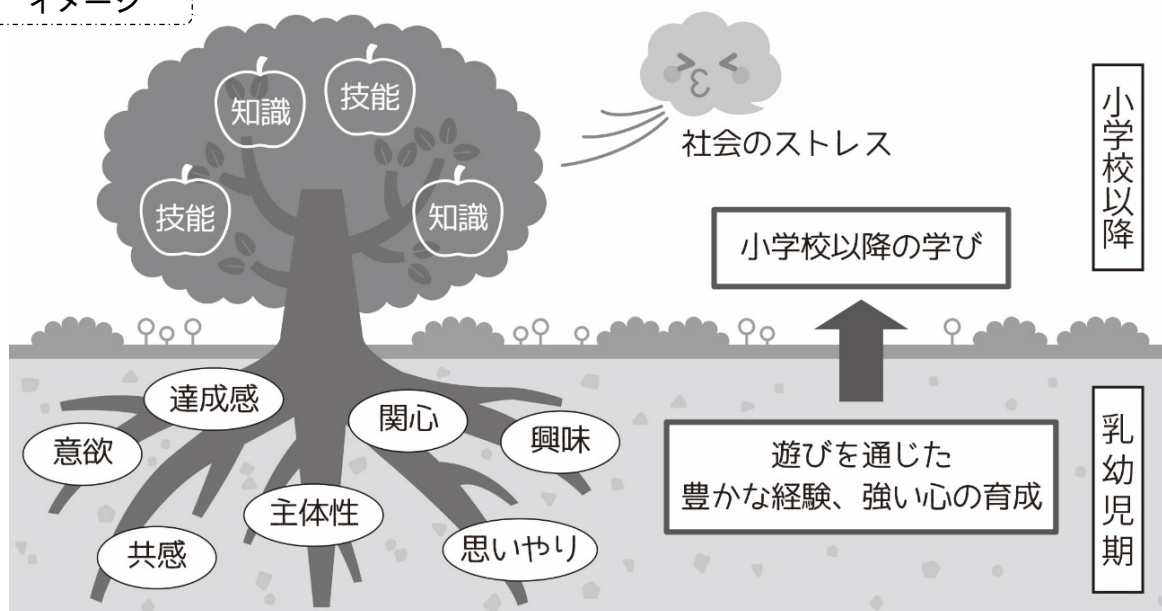
第1 就学前の子どもに対する教育・保育の基本理念と目指す教育・保育環境

乳幼児期は将来社会に出ていくための、すなわち生きていくための力を育む土台となる時期です。木に例えると根にあたり、しっかりと根を地面に根付かせるためには、より良く生きていくための『豊かな経験』やストレスを乗り越えるための『強い心』が必要です。いくら幹や葉にあたる知識や技能を身につけても、社会に出ると思い通りにいかない事も多く、少しの風（社会のストレス）にも耐え切れず倒れてしまいます。

豊かな経験と強い心は机に向かって座り、人から教えられて身につくものではありません。乳幼児期に自ら考え失敗や成功体験を繰り返し、多様な人と関わり様々な実体験をすることで、喜びや悔しさを経験し、共感などが身につきます。乳幼児期に豊かな経験をし、強い心を育むことが、小学校以降の学びにつながる土台となります。

本市のすべての子どもが、その土台をしっかりと形成できる教育・保育環境を整備していきます。

イメージ



～本市が目指す教育・保育環境～

子ども達が喜んで通い、たくさんの友達と関わりながら育ちあえる環境

保護者の就労状況に関わらず、3歳以上の子どもの連続した育ちが保障できる環境

どの施設に通っても、小学校への円滑な接続ができる環境

保護者が教育・保育方針や立地環境などによる選択ができる環境

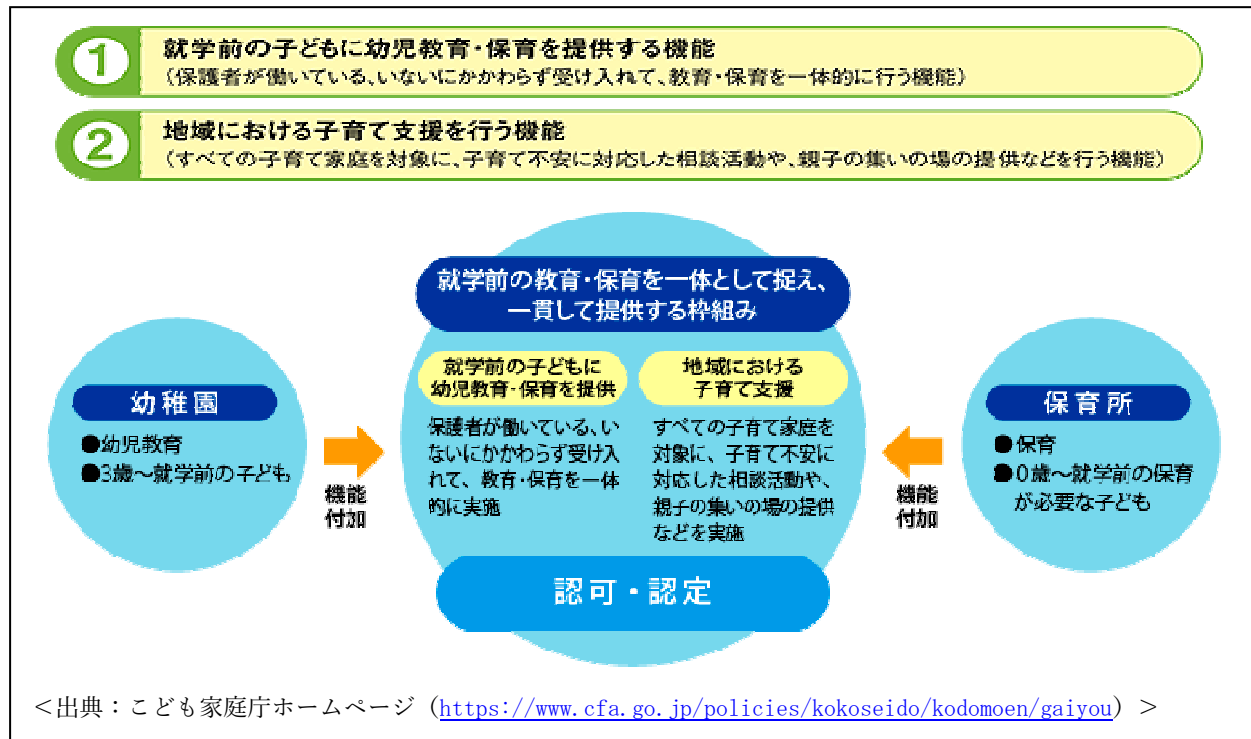
地域に開かれ、気軽に子育ての相談や園庭開放などに参加ができる環境

第2 幼保連携型認定こども園について

2-1 幼保連携型認定こども園の概要

幼保連携型認定こども園は、平成27年の新制度実施に伴う法改正により、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として創設されました。このことにより、全国的に認定こども園の普及が進んでいます。

～認定こども園概要～



一方で、「認定こども園って最近よく聞くけど、保育所や幼稚園とどうちがうの?」「子どもにとって本当にいいの?」「制度がよく分からない」など、心配や不安の声があるのも事実です。

認定こども園には、次のような特長があります。

認定こども園では、3歳以上の子どもは保護者の就労の有無にかかわらず教育・保育を一緒に受けます。例えば、保育所では保護者が仕事を辞めた場合、子どもは保育所を退園する必要がありますが、認定こども園では、保護者の就労状況が変わった場合でも、通っている園を継続して利用でき、子どもの連続した育ちを保障することができます。

特に幼保連携型認定こども園は、保育所保育指針と幼稚園教育要領が一体となった幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、等しく教育・保育を受けられます。

認定こども園では、保育所や幼稚園という枠組みでは出会えなかった生活スタイルの異なる友達との触れ合いや関わりを通して、お互いを認め合い、そして自分らしく育つことができます。

子どもが育ち、保護者も育つ 認定こども園

(1) 認定こども園で行う教育・保育

公立施設の保育者は、一人ひとりの子どもにしっかりと目を向け、子どもの人権、自尊感情を尊重することや、意欲的に遊び、達成感を感じられる環境づくりをすることを心がけ教育・保育に取り組んでいます。

認定こども園への移行後も、保育者は、子どもに丁寧に寄り添い、これまで培ってきた教育・保育を引継ぎながら、多様な生活スタイルの子どもが共に過ごすことの効果を活かして、子どもがお互いの経験を教えあうことで生まれる興味や関心を伸ばし、豊かな経験と強い心を身に付ける教育・保育を実施します。

公立の保育所・幼稚園での3・4・5歳児の教育・保育とは・・・

子ども自身が、それぞれの興味、関心のある遊びをみつけて、工夫し遊び込める、子ども主導型の「遊び選択制保育」による教育・保育を行っています。この遊び選択制保育を通して、『子どもの主体性、協調性、思いやり、秩序等、生きていく土台となる心の育ち』と『学校の学びにつながる数量、読み書きなどへの興味、関心を育む』教育・保育を行っています。

公立保育所での0・1・2歳児の保育とは・・・

月齢による発達差が大きい0・1・2歳児は、一人ひとりの発達をきめ細かく把握し援助するために「育児担当制保育」をしています。毎日決まった大人が同じ日課の中で育児に関わることで、子どもの発達を促す遊びを保障し、子どもと大人との愛着・信頼関係を築き情緒の安定を図っています。

(2) 3～5歳児の学級編制の方法について（異年齢児学級保育）

認定こども園では、3歳以上の園児は、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制しますが、公立の認定こども園では、3～5歳児の異年齢児学級保育を実施します。

異年齢児学級保育は、年齢や学級を越えた自然な関わりが豊かになり、憧れや思いやりなどの心の育ちが生まれます。既に公立幼稚園で実施している異年齢児学級（4、5歳）の成果として、4歳児の意欲や5歳児の自己有用感の育ちが挙げられます。

今後、3歳児を含めた異年齢児学級保育を実施することで、年齢や成長の幅の広がりから憧れを感じる対象や自己有用感を感じる対象が広がり、さらなる成果へ繋がると考えています。また、初めて集団生活を経験する1号子どもの生活習慣の自立が早くなるという効果も期待できます。

(3) 給食の実施

認定こども園に移行する公立施設は、全ての子どもに対し給食を提供します。

給食提供は、発育に応じた適切な栄養を摂取することができ、保育者や友達と共に同じものを食べることで、一緒に食べる楽しさを味わい、好き嫌いを減らし、正しい食習慣を身に

付けることができます。様々な食経験を通して、食べることへの興味や関心を持ち、食べ物の大切さや感謝の気持ち、命の大切さへの気付きになります。

また、幼児期の給食経験が、小学校での給食をスムーズに進めることができると考えています。

(4) 認定こども園の一日の生活（例）

<3～5歳児>	7:30	8:45	9:00	12:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
			教育課程時間(1号子ども・2号子どもと一緒に活動を行う)							
1号子ども		登園	学級活動(異年齢) 学年活動(同年齢)			給食・学級活動	降園			
2号子ども	順次登園						午睡	おやつ・遊び・順次降園		
<0～2歳児>	7:30	9:15	11:00	12:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	
3号子ども	順次登園	おやつ・遊び	給食	午睡	おやつ・遊び・順次降園			閉園		

<参考>～幼児教育の重要性～

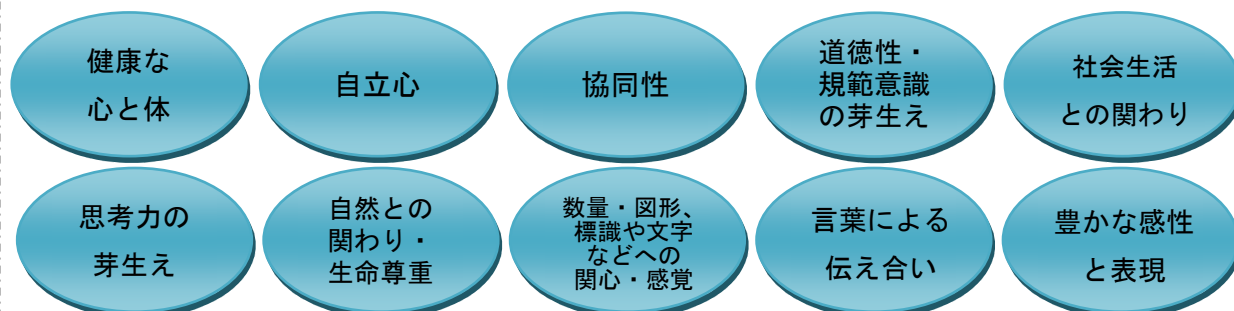
幼児教育は、近年、国内外において、その重要性に対する認識が高まっています。平成28年4月には、より効果的な研究活動を遂行するため、国立教育政策研究所内に幼児教育研究センターが設置されました。

また、平成30年4月には、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針が改訂されました。

この中で、幼児教育において育みたい資質・能力は、小学校以降のいわゆる教科指導ではなく、幼児の自発的な活動である遊びや生活の中で、美しさを感じたり、不思議さに気付いたり、できるようになったことなどを使いながら、試したり、いろいろな方法を工夫したりすることを通じて育むことが重要とされています。

そして今回新たに、幼児期の終わりまでに育って欲しい姿として、5領域と言われる「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の内容等を踏まえ、特に5歳児の後半に、園の教育を通して幼児期に育つことが期待される心情、意欲、態度などを達成するために、教員が指導し幼児が身に付けていくことが望まれるものを抽出し、具体的な姿として整理され、明確化されました。

幼児期の終わりまでに育って欲しい姿



第3 第2次配置計画（令和3年度～令和7年度）に基づく取組の成果

3-1 第2次配置計画（令和3年度～令和7年度）の取組

第2次配置計画では、高槻市立就学前児童施設の在り方に関する基本方針に基づき、より良い教育・保育環境の整備に向けた具体的な施設設備計画として、以下のとおり取組みました。

	(年度)				
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
(1) 富田保育所の耐震化・認定こども園化					
┌ 測量・鑑定（現富田保育所用地）	実施				
└ 仮設園舎で認定こども園運営		-----	実施		
└ 新園舎で認定こども園運営		-----			実施 予定
(2) 公立施設の地域型保育事業との連携	-----	実施			
(3) 認定こども園配置数の基本的な考え方の検討	-----	-----	実施		

(1) 富田保育所の耐震化・認定こども園化 令和5年度運営開始

富田保育所と富田幼稚園を統合して認定こども園化するにあたり、市との連携協定に基づく公私連携の幼保連携型認定こども園として民営化することとし、将来にわたって地域との連携を継続できる団体として、高槻市社会福祉協議会を移管先に決定しました。続いて、富田幼稚園地内において園舎の改修及び増築による仮設園舎を整備し、令和5年度から富田認定こども園として運営を開始するとともに、富田保育所用地において令和6年1月に旧富田保育所の解体撤去を完了しました。令和6年度には旧富田保育所用地に新たに認定こども園舎を建築し、仮設園舎から新園舎に移行して令和7年4月から新園舎で運営を行う予定としています。



富田認定こども園（仮設園舎）



富田子育て支援センター

(2) 公立施設の地域型保育事業との連携 令和4年度実施

地域型保育事業を卒園する園児の受け皿として、公立保育所及び公立認定こども園における新3歳児の受入枠を地域型保育事業卒園児優先枠としました。なお、令和4年度は、経過措置として公立施設における新3歳児の受入枠のうち半数を優先枠とし、令和5年度以降は、新3歳児の受入枠のすべてを優先枠としています。

(3) 認定こども園配置数の基本的な考え方の検討 令和5年度実施

第2次高槻市子ども・子育て支援事業計画で定める市内6つの教育・保育提供区域ごとに、核となる認定こども園を1か所設置するとともに、区域の特性等に応じて公立施設を整理・集約を行い、令和5年12月に検討結果を発表しました。

区域	園の名称	方向性
第1区域	(仮称) 川西認定こども園(0～5歳児)	川西保育所を認定こども園化
	(仮称) 阿武野認定こども園(3～5歳児)	郡家幼稚園・土室幼稚園・ 阿武野幼稚園※ の3施設を統合
	【民間】(仮称) 阿武野認定こども園(0～5歳児)	阿武野保育所を民間認定こども園化
第2区域	高槻認定こども園(0歳～5歳児)	平成31年4月から運営
	(仮称) 芥川認定こども園(3歳～5歳児)	芥川幼稚園※ を認定こども園化
	(仮称) 北清水認定こども園(3歳～5歳児)	北清水幼稚園※ を認定こども園化
	【民間】(仮称) 磐手認定こども園(0歳～5歳児)	磐手保育所を民間認定こども園化
第3区域	(仮称) 北昭台認定こども園(0歳～5歳児)	北昭台保育所を認定こども園化
	(仮称) 五百住認定こども園(3歳～5歳児)	津之江幼稚園・ 五百住幼稚園※ ・玉川幼稚園の3施設を統合
	【民間】(仮称) 如是認定こども園(0歳～5歳児)	如是保育所を民間認定こども園化
	【民間】(仮称) 芝生認定こども園(0歳～5歳児)	芝生幼稚園・芝生保育所2施設を統合し、民間認定こども園化
第4区域	桜台認定こども園(0歳～5歳児)	平成24年4月から運営
	(仮称) 松原認定こども園(3歳～5歳児)	高槻幼稚園・ 松原幼稚園※ の2施設を統合
	【民間】(仮称) 大塚認定こども園(0歳～5歳児)	南大冠幼稚園・大塚保育所2施設を統合し、民間認定こども園化
	【民間】(仮称) 春日認定こども園(0歳～5歳児)	西大冠幼稚園・春日保育所2施設を統合し、民間認定こども園化
第5区域	五領認定こども園(0歳～5歳児)	令和2年4月から運営
第6区域	三箇牧認定こども園(3歳～5歳児)	令和2年4月から運営

※印のついた5園においては、令和7年度から3年保育を実施します。

(参考)「第2次高槻市子ども・子育て支援事業計画」で定める教育・保育提供区域



第1区域—JR以北・芥川以西区域

第2区域—JR以北・芥川以東区域

第3区域—JR以南・芥川以西区域

第4区域—JR以南・芥川以東区域

第5区域—五領・上牧区域

第6区域—三箇牧・柱本区域

3-2 第2次配置計画（令和3年度～令和7年度）の成果

（1）2・3号子どもの定員数の増

富田保育所と富田幼稚園を統合し、令和5年度から富田認定こども園の運営が開始されたことにより、2・3号子どもの定員数が富田保育所における140人から富田認定こども園における152人へと12人増加しました。

（2）市の財政負担の軽減

富田保育所及び富田幼稚園における保育士等の人件費や施設の運営費について、民間認定こども園化したことにより、年間約100,243千円（事業費50,564千円、人件費49,679千円）の削減となりました。

（3）公立施設における耐震課題への対応の完了

公立幼稚園については平成27年度にすでに耐震整備を完了しており、公立保育所においても順次整備を進め、耐震課題のある公立施設は富田保育所を残すのみとなっていました。このたび、富田保育所の解体撤去が完了し、すでに令和5年度から富田幼稚園地内における仮設園舎での運営を開始し、令和7年度から富田保育所用地において新園舎での運営が予定されていることから、全ての公立就学前児童施設において耐震化を完了しました。

（4）地域型保育事業卒園児の受け皿の確保

公立保育所・認定こども園の新3歳児枠を地域型保育事業卒園児のための優先枠と設定したことにより、地域型保育事業に通所する多くの園児が卒園後に公立施設に入園し、引き続き保育サービスを受けられる体制が整備されました。

<公立施設における地域型保育事業卒園児を対象とした優先枠>

	新3歳児受入枠	地域型優先枠	優先枠内定数
令和4年4月	75	41	35
令和5年4月	79	79	69
令和6年4月	94	94	83

また、令和4年度より、地域型保育事業の保育内容を支援し、公立・民間ともに保育の質の向上を図ることを目的に、公立保育所において地域型保育事業の職員を対象とした公開保育及び研修を実施しています。

（5）次期配置計画（本計画）策定の前倒しによる認定こども園化の推進

第2次配置計画（令和3年度～7年度）において取り組むこととされた「富田保育所の耐震化・認定こども園化」「公立施設の地域型保育事業との連携」「認定こども園配置数の基本的な考え方の検討」について、一定の目途が立ったことから次期計画を1年前倒しし、令和7年度から5つの公立幼稚園において3年保育を実施することをはじめとして、保育の受け皿の確保と質の向上を目指し、公立保育所及び公立幼稚園のさらなる認定こども園化を推進していきます。

第4 第3次配置計画（令和7年度～令和11年度）

第3次配置計画の策定にあたっては、高槻市立就学前児童施設の在り方に関する基本方針に基づき、より良い教育・保育環境の整備に向けて、以下のとおり優先して実行すべき内容について定め、取組を進めていきます。

（年度）

	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
(1)公立幼稚園5園における3年保育の実施	→	→	→	→	→
(2)阿武野幼稚園等の認定こども園化(公立)		→	→	→	→
(3)芥川幼稚園の認定こども園化(公立)		→	→	→	→
(4)松原幼稚園等の認定こども園化(公立)		→	→	→	→
(5)北清水幼稚園の認定こども園化(公立)		→	→	→	→
(6)磐手保育所の民営化及び認定こども園化		→	→	→	→
(7)五百住幼稚園等の認定こども園化(公立)		→	→	→	→
(8)川西保育所の認定こども園化(公立)		→	→	→	→
(9)北昭和台保育所の認定こども園化(公立)		→	→	→	→
(10)阿武野保育所の民営化及び認定こども園化		→	→	→	→
(11)その他公立施設の民営化計画の検討	→	→	→		

4-1 公立幼稚園5園における3年保育の実施

阿武野幼稚園、芥川幼稚園、松原幼稚園、五百住幼稚園、北清水幼稚園の5園において、令和7年度から1号子どもの3年保育を実施します。

4-2 阿武野幼稚園等の認定こども園化（公立）

阿武野幼稚園において令和7年度から1号子どもの3年保育を実施するとともに、郡家幼稚園、土室幼稚園を統合し、3～5歳を受け入れる（仮称）阿武野認定こども園として必要な改修を行い、令和8年度から認定こども園化します。

4-3 芥川幼稚園の認定こども園化（公立）

令和7年度から1号子どもの3年保育を実施するとともに、3～5歳を受け入れる（仮称）芥川認定こども園として必要な改修を行い、令和8年度から認定こども園化します。

4-4 松原幼稚園等の認定こども園化（公立）

松原幼稚園において令和7年度から1号子どもの3年保育を実施するとともに、高槻幼稚園を統合し、3～5歳を受け入れる（仮称）松原認定こども園として必要な改修を行い、令和9年度から認定こども園化します。

4-5 北清水幼稚園の認定こども園化（公立）

令和7年度から1号子どもの3年保育を実施するとともに、3～5歳を受け入れる（仮称）北清水認定こども園として必要な改修を行い、令和9年度から認定こども園化します。

4-6 磐手保育所の民営化及び認定こども園化

必要な測量及び鑑定を実施した後、幼保連携型認定こども園として事業者を決定し、0～5歳を受け入れる（仮称）磐手認定こども園として令和9年度から民営化及び認定こども園化します。

4-7 五百住幼稚園等の認定こども園化（公立）

五百住幼稚園において令和7年度から1号子どもの3年保育を実施するとともに、津之江幼稚園、玉川幼稚園を統合し、3～5歳を受け入れる（仮称）五百住認定こども園として必要な改修を行い、令和10年度から認定こども園化します。

4-8 川西保育所の認定こども園化（公立）

第1提供区域の核となる認定こども園で、0歳～5歳を受け入れる（仮称）川西認定こども園として必要な改修を行い、令和10年度から認定こども園化します。

4-9 北昭和台保育所の認定こども園化（公立）

第3提供区域の核となる認定こども園で、0歳～5歳を受け入れる（仮称）北昭和台認定こども園として必要な改修を行い、令和10年度から認定こども園化します。

4-10 阿武野保育所の民営化及び認定こども園化

必要な測量及び鑑定を実施した後、幼保連携型認定こども園として事業者を決定し、0～5歳を受け入れる（仮称）阿武野認定こども園として令和10年度から民営化及び認定こども園化します。

民営化について（阿武野保育所、磐手保育所）

磐手保育所については令和９年度から、阿武野保育所については令和１０年度からの民営化を予定しており、原則として幼保連携型認定こども園での公募とします。事業者の選定にあたっては、附属機関として民営化認定こども園運営事業者選定委員会を設置して進めていきます。

また、在園児保護者に対しては保護者説明会を開催するなど、民営化に伴う影響等について丁寧な説明に努めるとともに、事業者の決定後は、市と保護者に事業者を加えた三者による協議の場（三者協議会※１）を設置するとともに、民営化の前後には「合同保育※２」や「引継ぎ保育※３」を実施するなど、利用者の立場に立ったスムーズな移行を図っていきます。

（※１）三者協議会

保護者、事業者、市の三者で定期的に協議を行い、必要なことを決めていきます。

（※２）合同保育

移管前に、民間事業者の先生と公立の先生が一定期間合同で教育・保育を行います。

（※３）引継ぎ保育

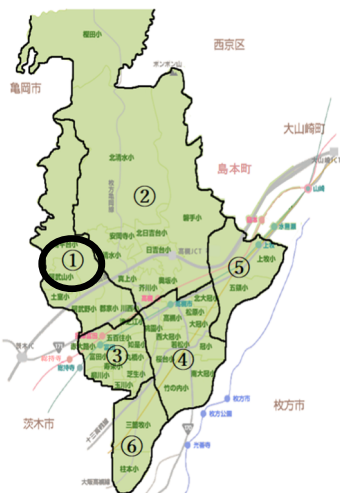
移管後に、元園長など公立の先生が定期的に訪問し、スムーズな引継ぎを図ります。

４－１１ その他公立施設の民営化計画の検討

令和５年１２月に発表した認定こども園配置数の基本的な考え方に基づき、（仮称）如是認定こども園（如是保育所を民間認定こども園化）、（仮称）芝生認定こども園（芝生幼稚園・芝生保育所２施設を統合し、民間認定こども園化）、（仮称）大塚認定こども園（南大冠幼稚園・大塚保育所２施設を統合し、民間認定こども園化）、（仮称）春日認定こども園（西大冠幼稚園・春日保育所２施設を統合し、民間認定こども園化）の民営化について検討を行います。

第3次配置計画による施設数への影響について

<第1区域—JR以北・芥川以西区域>



令和6年6月現在

- <公立幼稚園>阿武野幼、郡家幼、土室幼
- <公立保育所>阿武野保、川西保
- <民間施設>民間認定こども園4園、民間保育園2園、私立幼稚園なし



第3次配置計画による公立施設の認定こども園化後

- <公立認定こども園>（仮称）阿武野認、（仮称）川西認
- <公立幼稚園>なし
- <公立保育所>なし
- <民間施設>民間認定こども園5園、民間保育園2園、私立幼稚園なし

<第2区域—JR以北・芥川以東区域>



令和6年6月現在

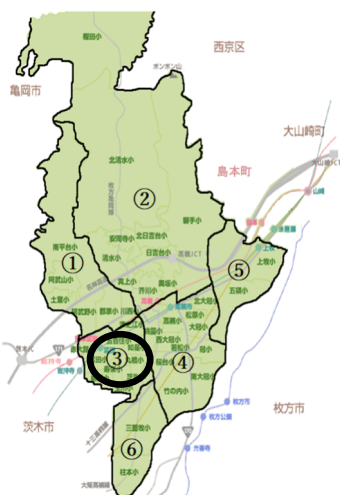
- <公立認定こども園>高槻認
- <公立幼稚園>芥川幼、北清水幼、樫田幼
- <公立保育所>磐手保
- <民間施設>民間認定こども園12園、民間保育所5園、私立幼稚園2園



第3次配置計画による公立施設の認定こども園化後

- <公立認定こども園>高槻認、（仮称）芥川、（仮称）北清水
- <公立幼稚園>樫田幼
- <公立保育所>なし
- <民間施設>民間認定こども園13園、民間保育所5園、私立幼稚園2園

<第3区域—JR以南・芥川以西区域>



令和6年6月現在

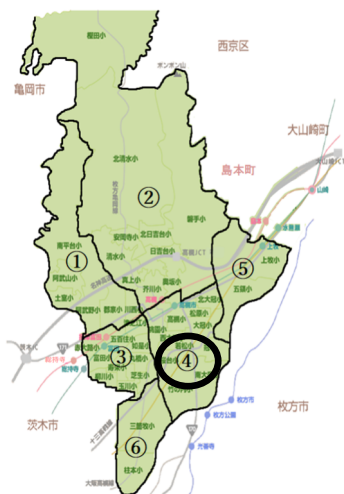
- <公立幼稚園>芝生幼、玉川幼、津之江幼、五百住幼
- <公立保育所>如是保、北昭和台保、芝生保
- <民間施設>民間認定こども園4園、民間保育所2園、私立幼稚園2園



第3次配置計画による公立施設の認定こども園化後

- <公立認定こども園>（仮称）五百住認、（仮称）北昭和台認
- <公立幼稚園>芝生幼
- <公立保育所>如是保、芝生保
- <民間施設>民間認定こども園4園、民間保育所2園、私立幼稚園2園

＜第4区域—JR以南・芥川以東区域＞



令和6年6月現在

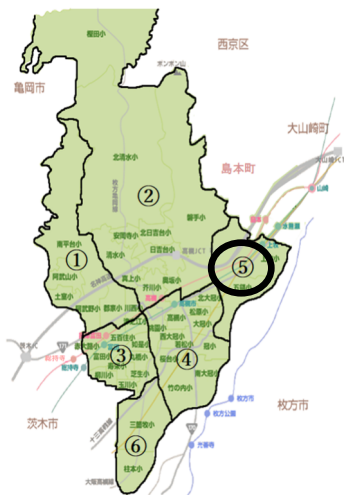
＜公立認定こども園＞桜台認
 ＜公立幼稚園＞高槻幼、南大冠幼、西大冠幼、松原幼
 ＜公立保育所＞大塚保、春日保
 ＜民間施設＞民間認定こども園7園、民間保育所4園、私立幼稚園2園



第3次配置計画による公立施設の認定こども園化後

＜公立認定こども園＞桜台認、(仮称)松原認
 ＜公立幼稚園＞南大冠幼、西大冠幼
 ＜公立保育所＞大塚保、春日保
 ＜民間施設＞民間認定こども園7園、民間保育所4園、私立幼稚園2園

＜第5区域—五領・上牧区域＞



令和6年6月現在

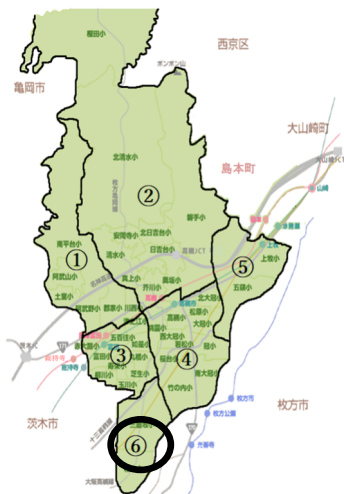
＜公立認定こども園＞五領認
 ＜公立幼稚園＞なし
 ＜公立保育所＞なし
 ＜民間施設＞民間認定こども園1園、民間保育所1園、私立幼稚園なし



第3次配置計画による公立施設の認定こども園化後

(変更なし)

＜第6区域—三箇牧・柱本区域＞



令和6年6月現在

＜公立認定こども園＞三箇牧認
 ＜公立幼稚園＞なし
 ＜公立保育所＞なし
 ＜民間施設＞民間認定こども園2園、民間保育所0園、私立幼稚園なし



第3次配置計画による公立施設の認定こども園化後

(変更なし)

○高槻市附属機関設置条例（抜粋）

平成24年12月19日

条例第36号

附属機関に関する条例（〔昭和29年〕高槻市条例第262号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

（担当事務）

第3条 附属機関の担任する事務は、それぞれ別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

（委員）

第4条 附属機関は、それぞれ別表人数の欄に掲げる人数の委員で組織する。

- 2 委員は、それぞれ別表構成の欄に掲げる者のうちから同表執行機関の欄に掲げる執行機関が任命する。
- 3 委員（市の職員のうちから任命される委員を除く。以下この項において同じ。）の任期は、それぞれ別表任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第5条 この条例又は法律若しくはこれに基づく政令若しくは他の条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

別表（第2条―第4条関係）

高槻市民営化 認定こども園 運営事業者選 定委員会	市立の幼稚園又は保育所を 民営化し認定こども園とし て運営する事業者の選定に 関する必要事項についての 調査審議に関する事務	16人 以内	(1) 学識経験のある者 (2) 乳幼児に係る教育又は保育に関し知識 及び経験のある者 (3) 当該幼稚園又は保育所に在籍する乳幼 児の保護者 (4) 関係団体を代表する者 (5) その他市長が適当と認める者	1年
------------------------------------	--	-----------	--	----

○高槻市民営化認定こども園運営事業者選定委員会規則

平成29年9月26日

規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、高槻市附属機関設置条例（平成24年高槻市条例第36号）第5条の規定に基づき、高槻市民営化認定こども園運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長各々1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第4条 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 専門部会に部会長及び副部会長各々1人を置き、専門部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、会務を掌理する。

5 第2条第3項及び前条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、同項中「副委員長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

6 委員会は、その定めるところにより、専門部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(説明等の聴取)

第5条 委員会又は専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。